# ◎議 事 日 程(第2号)

平成18年3月10日(金曜日)午前10時00分 開議

- 日程第1 市長招集あいさつ並びに施政方針に対する質問
- 日程第2 議案第1号 愛西市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制 定について
- 日程第3 議案第2号 愛西市国民保護協議会条例の制定について
- 日程第4 議案第3号 愛西市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定につ いて
- 日程第5 議案第4号 愛西市地域づくり振興基金条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 愛西市障害者自立支援条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 の一部改正について
- 日程第8 議案第7号 愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条 例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 愛西市社会福祉会館設置条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改 正について
- 日程第12 議案第11号 愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 愛西市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の設置及び管理に関す る条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 愛西市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 愛西市介護保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部 改正について
- 日程第20 議案第19号 愛西市戦傷病者医療費支給条例の廃止について
- 日程第21 議案第20号 愛西市勝幡児童館及び草平児童館の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第21号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び規約の変更について
- 日程第23 議案第25号 海部地区休日診療所組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規 約の変更について
- 日程第24 議案第26号 海部地区広域行政圏協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び海

部地区広域行政圏協議会規約の変更について

日程第25 議案第27号 海部地方教育事務協議会を設置する市町村の数の減少及び海部地方 教育事務協議会規約の変更について

日程第26 議案第28号 平成17年度愛西市一般会計補正予算(第6号)について

日程第27 議案第29号 平成17年度愛西市土地取得特別会計補正予算(第1号)について

日程第28 議案第30号 平成17年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につい

7

日程第29 議案第31号 平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算(第4号)について

日程第30 議案第32号 平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)

について

日程第31 議案第33号 平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につ

いて

日程第32 議案第34号 平成18年度愛西市一般会計予算について

日程第33 議案第35号 平成18年度愛西市土地取得特別会計予算について

日程第34 議案第36号 平成18年度愛西市国民健康保険特別会計予算について

日程第35 議案第37号 平成18年度愛西市老人保健特別会計予算について

日程第36 議案第38号 平成18年度愛西市介護保険特別会計予算について

日程第37 議案第39号 平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について

日程第38 議案第40号 平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について

日程第39 議案第41号 平成18年度愛西市水道事業会計予算について

日程第40 諮問第1号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について

日程第41 請願第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利

等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の

改正を求める請願について

日程第42 委員会付託について

#### ◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

# ◎出 席 議 員(54名)

1番	日	永	貴	章	君		2番	築	地	_	貴	君
3番	翠	Ш	三津子		君		4番	榎	本	雅	夫	君
5番	岩	間	泰	彦	君		6番	田	中	秀	彦	君
7番	村	上	守	国	君		8番	岡	本	敏	秋	君
9番	岩	田		豊	君		10番	後	藤	嘉	親	君
11番	田	島	長	生	君		12番	青	Щ	治	重	君

13番	真	野	和	久	君	14番	鬼	頭	勝	治	君
15番	杉	野	正	彦	君	16番	浜	本	七	重	君
17番	平	野	博	翠	君	18番	八	木		_	君
19番	近	藤	健	_	君	20番	小	沢	照	子	君
22番	後	藤	和	巳	君	23番	翠	Ш	靖	雄	君
24番	堀	田		清	君	25番	中	島	義	雄	君
26番	桜	井	敏	彦	君	27番	佐	藤	克	典	君
28番	佐	藤		肇	君	29番	加	藤	和	之	君
30番	黒	田	勝	_	君	31番	大河	可内	通	彦	君
32番	古	江	寛	昭	君	33番	祖父江			>	君
34番	飯	田	正	之	君	35番	後	藤	芳	徳	君
37番	大	宮	翠	満	君	38番	永	井	千	年	君
39番	黒	田	国	昭	君	40番	大	鹿	_	夫	君
41番	中	村	文	子	君	42番	伊	藤	典	之	君
43番	大河内		克	見	君	44番	加	藤	敏	彦	君
45番	加	賀		博	君	46番	宮	本	和	子	君
47番	林		輝	光	君	48番	横	井	滋	_	君
49番	石	崎	たた	7子	君	50番	伊	藤	米	郁	君
52番	渡	辺	治	雄	君	53番	佐	藤		勇	君
54番	太	田	芳	郎	君	55番	加	藤	正	利	君
57番	金	森	懿	市	君	58番	柴	田	義	継	君

# ◎欠 席 議 員(3名)

21番 井桁憲雄君 36番 大島

功 君

51番 堀 田 幸比古 君

# ◎欠 番(1名)

# ◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長 八木忠 男 君 助 役 山田 信 行 君 教 育 長 青 木 萬 生 君 会計室長 杉 山 政 男 君  $\equiv$ 秘書室長 佐 藤 信 男 君 総務部長 中 野 正 君 企 画 部 長 原 光 君 教育部長 八 木 富 夫 君 石 経済建設部長 篠 君 上下水道部長 若 冨士夫 君 田 義 房 Щ 市民生活· 保健部長 藤 松 岳 文 君 福祉 部長 水 谷 正君

佐 屋 総合支所長 消防長古川一己君 加賀和彦君 <u>\frac{1}{2}</u> 八開 田 総合支所長 総合支所長 伊藤 忠 俊 君 飯 十志博 君 田 総合支所長 山崎 敏 次 君 高齢福祉課長 石 黒 貞 明 君 情報管理課長 伊藤辰明君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 伊藤辰雄

書 記 田尾武広

議事課長服部秀三

## 午前10時00分 開議

## 〇議長 (横井滋一君)

きょうもあいにくの雨となりましたけれども、皆様方には継続会、御出席いただきまして、 まことに御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

本日は、21番の井桁憲雄議員と36番の大島功議員、そして51番の堀田幸比古議員より欠席届が出ておりますので、報告いたします。

また、17番の平野博翠議員は遅刻の届けが出ております。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# ◎日程第1・市長招集あいさつ並びに施政方針に対する質問

## 〇議長 (横井滋一君)

日程第1・市長招集あいさつ並びに施政方針に対する質問をお受けいたします。

なお、質問、答弁は簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

通告に従い、発言を許可いたします。

46番・宮本和子議員、どうぞ。

# 〇46番(宮本和子君)

市長招集あいさつに対する質問を行います。

3月8日朝、美和中学校の男子生徒が男に刃物で切りつけられるという事件が起きました。 身近に子供の事件が起こるなんてびっくりしましたが、先日も善太地内でナイフらしきものを 持った男性に、女性がびっくりして警察に通報したということがありましたが、いつどこで起 きてもおかしくない状況でございます。愛知県は、安心・安全な社会づくりのために治安防災 対策を盛り込んだ予算だということですが、愛西市で当てはまる事業はどんなものがあるので すか。また、昨年の12月に子供の安全・安心について一般質問いたしましたが、その後、愛西 市として、また、地域、学校でどのような取り組みが行われましたか、お尋ねいたします。

#### 〇市長 (八木忠男君)

おはようございます。宮本議員の質問にお答えをいたします。

治安対策、安全対策などの御質問であります。まず、愛西市に当てはまる県の事業としまして関連としましては、自主防災会の備品、あるいは収納物置購入などにこうした県の補助金をいただきながら、市としては学校の耐震補強、あるいは防災行政無線、移動系の工事など、自主防災組織育成もあわせて進めてまいるところでございます。徒歩帰宅者の支援マップなども計画をしております。防犯事業につきましては、自主防犯組織設立に対する応援事業などが県より補助を受けて進めていく内容でございます。

そして、12月議会以後の地域、学校の安全対策の取り組みはということでございますが、佐

屋地区では自主防犯組織の見守り隊さんも立ち上げていただいておりますし、個人が自主的に活動しておっていただく方もあるようであります。学区のコミュニティーでも設立に向けての検討をしていただいているところもあるやに聞いております。また、社会福祉協議会より老人クラブの方へそうした内容の依頼状などもお願いをして進めているところでございます。

そして、善太事件の内容はということでありますが、これも報告によりますと、善太地域に変質者がおったということで、2月20日朝、永和小学校へシティーコープの管理人さんから第一報が入ったと。そして、通勤途中の女性が変質者に襲われそうになったという内容であったようでございます。学校としましても蟹江署へすぐ問い合わせをし、被害届けが出る前であったようでございまして、永和中学校にもこのことを連絡し、永和小学校では以後4日間、教職員が全児童に付き添って下校をしていたということでございまして、後日、保護者の方にも文書等の配布、あるいは永和中学校では集団下校をさせるなどなど、何かあれば近くの家の方にも飛び込むようにというような指導などをしながら、見回りを続けているところであります。これからも地域のそうしたボランティア団体、あるいはPTA、個人の皆さんとの安全、防犯に対する取り組みをお願いしていくべく進めてまいりたいと思っているところでありまして、八開の学校の方では、来年度より、これは草平、八輪小ですね。学年の時間割などを変更計画しながら集団下校ができないかなと、そんなことを考えているところでございます。以上であります。

# 〇46番(宮本和子君)

そういった意味では、各地域で子供の見守り隊や防犯パトロール、また個人などでも行われておりますが、やはりボランティアで行うにしても、大変危険が伴う場合もありますので、市としても、防犯協会やボランティア協会などに団体加盟をして、きちんと保険を掛けるなどして組織化すべきだと考えますが、その見解をお聞かせください。

#### 〇市長 (八木忠男君)

おっしゃっていただいたような内容も十二分に手だてとして考えてまいりたいと思っております。

#### 〇46番(宮本和子君)

2点目ですが、男女共同参画プランについてお尋ねをいたします。

男女共同参画プランを具体的にはどのように策定するのか。また、委託料が出ていますが、 どこにどのような形で委託するのでしょうか。男女共同参画委員は公募で行う予定だというこ とですが、総合計画などの委員と比べますと、委員の数が少な過ぎると考えますが、見解をお 聞かせください。

#### 〇市長 (八木忠男君)

お答えをいたします。

この男女共同参画プランにつきましては、過去にも質問をいただいてきているところでありまして、私が本部長ということで構成します愛西市男女共同参画プラン策定推進本部を設置しながら、プラン策定に向けて10人ほどの委員さんをお願いして委員会を発足させたいと考えて

いるところでありまして、内容につきましては、一般市民の 2,000人ほどの皆さんにアンケート実施、あるいはそうした経過を踏まえながら精査をして、策定に向けて計画をつくると。そして、ダイジェスト版で全戸配布をしたいという考え方でございます。意識改革なども、先般も私初め全職員、男女共同参画についての意識調査をしたところでありまして、現在、そんな内容についても集計中の作業をしているところであります。いろんな面で男女平等を進めるべく、こうした審議会の女性登用、あわせて雇用均等法などなど、たくさんのこうした関連があるわけでございまして、家庭と仕事の両立、充実、あるいはDV(ドメスティックバイオレンス)ですか、次世代自立支援プランなど、内容を含めて全体的な考え方もしていかねばいけないと。そんなことで、こうした策定が始まることも、市民、住民の皆さんに広報、チラシ等で周知をしてまいりたいと思っております。委託先につきましては、担当の方より説明させます。

# 〇総務部長(中野正三君)

現在、委託先を決めているわけでは当然ございませんが、ただ、どちらにしても、十分な計 画が立てられるような提案をいただいたコンサルにお願いをしたいというふうに考えておりま す。

それから、委員の構成でございますが、今、公募というお話がございましたが、現時点、市長が10人ほどというお答えを申し上げたけど、外部の委員5人ということで予算をお願いしてございます。市長を初めとする内部の委員が5人で、外部の委員さんにおきましては、この計画としては総合計画の下位、総合計画が上位の計画になろうかと思います。その一翼を担うという考え方で、総合計画の中の委員さんを5名お願いをしたい。その中には、先般募集をいたしましたまちづくり委員さんというような公募をされた方もお見えになりますので、それを踏まえた形で予定をしたいというふうに考えております。以上でございます。

#### 〇46番(宮本和子君)

そういう点では、公募を改めてするのでなく、市民の方にまちづくりの関係で参加している 方にお願いするという形を考えておられるということですか、今の答弁は。

#### 〇総務部長(中野正三君)

そうでございます。

#### 〇議長 (横井滋一君)

できたら、2回目ですから、続けてお願いします。

#### 〇46番(宮本和子君)

以前、私、犬山市の男女共同参画計画の視察を行ったことがありますが、やはり職員の中で 女性の職員がこの計画について責任者として起用されて、男性職員と一緒に策定準備をしてい るということをお聞きしました。愛西市でも、そういった意味では女性職員を登用するいいき っかけではないかと思いますし、女性の声を反映するということもできると考えます。そし て、企業っておかしいですが、女性の働く職場としては愛西市の市役所が一番大きいのではな いかと思いますので、そういう点からいっても、女性の意識改革を職場から行うという点から も、やはり女性の職員がこういった男女共同参画計画に参加することがまず必要だと思いますが、その点での見解をお聞かせ願いたいと思います。

### 〇総務部長(中野正三君)

今、市役所の中の職員の登用という形でございます。それは以前から個々の町村でおやりになっていることだろうと思いますし、私どもとしても、御意見として十分承っておきます。そして、今この担当におきましては、女性がこの担当を務めさせていただいております。

### 〇46番(宮本和子君)

先日、勉強会で議員、職員の防災服の質問をいたしましたが、女性用の防災服が今のところはないと思うということで調査したいということでしたが、この問題は、私は男女共同参画の見地から見れば、当然男性用と女性用の防災服があって当然だと考えるわけでございます。いざという災害があったときに活動しにくい防災服ではやはり意味のないものになってしまいますので、ぜひその点では、女性用の防災服をきちっとこの機会につくっていただきたいと思いますが、見解をお聞かせください。

## 〇総務部長(中野正三君)

私ども職員のそのような作業服といいますか、そういうもの、議員の方々にそんな言葉は不適切かとも思いますが、既製品をお願いしております。私どもあれから探しましたが、既製品ではそのような女性向けというのに限定したものはございません。別注の個々のサイズをはかったものという形になりますので、とても現在の予算では対応し切れるものでございません。私ども、現在の考え方としては、統一した中でお願いをしたいというふうに考えております。

# 〇議長 (横井滋一君)

ここでお願いいたします。質問事項につきましては2回でございますので、まとめてお願いいたします。そうでないと議長の整理が大変でございますので、御協力お願いいたします。 それでは次に、38番・永井千年議員、どうぞ。

#### 〇38番(永井千年君)

市長はたびたび株式会社愛西市ということを至るところで発言されていると思いますが、その中身がどういうことで言ってみえるのかということが、いま一つ私にはよく理解できません。今、株式会社はどうあるべきかというのは、ライブドア事件などでもテレビなどでも盛んに問題になっておりますが、私は自治体の行政を株式会社になぞらえること自体が間違いだというふうに思います。株式会社は、言うまでもなく、所有株式数に応じて利潤の一部、または全部を配当として受け取る制度で、大株主ほどたくさんの配当を受け取るということになっているとおります。一方、自治体は、株式会社と違って、たくさん税金を払った個人や企業にたくさんの行政サービスを提供するというところではないと思います。税金は能力に応じて支払って、サービスは必要な人が受け取るところではないでしょうか。税金の負担や公共料金等、受け取るサービスはイコールではないはずであります。全国には株式会社神戸市だとかマスコミでも取り上げられているように、大都市を中心にして、大企業のための基盤整備や開発をどんどん行ったために財政困難に陥って、財政再建アクションプランなどと称して、暮らしや福

祉や教育など、市民のためのサービスをどんどん切り捨てていっている自治体もあります。市長は、この株式会社愛西市でどのような意味、どのような自治体を目指していくのか、どういう言葉で使われているのか、もう少しわかりやすく説明をしていただきたいというふうに思います。

また、徹底したコスト意識のもとに行政サービス提供を考え予算編成を行ったと今回説明されていますが、この18年度予算編成を例に挙げれば、どのようなコスト意識のもとに行政サービス提供を考えたと、その具体的な事例を挙げて御説明をいただきたいというふうに思います。以上、2点、よろしくお願いします。

# 〇市長 (八木忠男君)

永井議員の質問にお答えをいたします。

株式会社愛西市というとらえ方はどう考えているかということであります。おっしゃっていただきましたような、ライブドアのような考え方は当然持ってございません。御心配していただかないようにお願いをしておきます。そして、民間的手法ということ、今までこれも皆さん方の中でも質問をいただいておりますし、考え方の中でそうしたいい点はどしどし取り入れて進めていくという考え方で愛西市を進めていきたいと思っております。

そして、コスト意識の考え方もあわせて御質問であります。この平成18年度予算編成に当たりまして、経常経費の削減、普通建設事業の抑制も目指しました。経常経費につきましてはマイナス5%、普通建設事業につきましては10%の目標で取り組んできたところでございます。全般的な需用費などの事業内容に応じましても、むだを省きながら、あるいは普通建設事業におきましても、緊急性や費用対効果など事業内容を精査しながら進めてまいりたいと思っております。新規事業や既存の事業の内容変更などによりましては、経費の増減は当然内容としてあるわけでございまして、この予算編成だけではなく、執行の段階においても十二分に職員みずからコスト意識を持ちながら行政執行をしてまいりたいと思っております。具体的には、ちょっと細かい数字はございませんが、敬老式などは今般は2ヵ所でという考え方で予算ベースで500万円ほど、そして納涼祭でも、今までの内容ではなくて、一律200万円を限度にという考え方で、これもおよそ900万円の予算ベースで、そんな削減もお願いしております。市民の皆さんにも痛みやらそうしたこともあるわけでありますけれども、理解を得ながら進めてまいりたいと思っているところでございます。

#### 〇38番(永井千年君)

そうしますと、この株式会社愛西市というスローガンは、私が例に挙げました大都市開発型や大企業のための基盤整備をどんどん進めている。こういうところを模範にしてこれからやっていくということではなくて、株式会社愛西市というのは、もっと狭い意味で、コスト意識という意味だけで言ってみえるのかどうか。今、民間的手法という言い方がありましたけれど、それはイコールコスト意識というふうに理解してよろしいのかどうかについて、ちょっと説明をいただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、今、敬老式と納涼祭について挙げられましたけれども、それ以外につい

ては、経常費の5%、普通建設事業の10%という方針は貫かれたんでしょうか。その点、ちょっと御説明いただきたいと思います。

# 〇市長 (八木忠男君)

コスト意識という御質問でありますが、まさにそういうことも含めて、行政が進める福祉関係は民間とはまた違った考え方をしなくてはいけませんし、そうした考え方を持っております。

そして、そのほかにはどんなことがということでありますが、これもまだ協議をしておっていただきます、農産物品評会、あるいはフェアなどの内容につきましても一本化でお願いしながら、そうした改革も進めてまいりたいと考えております。

# 〇議長 (横井滋一君)

ほかに質問はありませんか。

[発言する者なし]

ほかに質問もありませんので、これにて終結いたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

# ◎日程第2・議案第1号(質疑)

## 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第2・議案第1号:愛西市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

13番・真野和久議員、どうぞ。

#### 〇13番(真野和久君)

それでは行います。議案提案のときに、この行政手続について説明が幾つかありました。当然、電子手続という形で事務の簡素化、あるいは住民の皆さんの利便性を図っていく上での方策づくりの拡充ということはいいわけでありますが、その具体的なことについて幾つか確認をさせていただきます。

一つは、説明の中でも、既に昨年4月22日から届け出システムそのものは運用をされているという話にはなっていますけれども、その具体的なものとしてどんなことをやってきたのかということ。また、今回こういう形で条例を制定するわけでありますが、今後これ以降、新たにどんなものを始めていくのか。そして、具体的に、例えば直接的に住民の皆さんの関係でいきますと、さまざまな、例えば住民票をとるとか、いろんな申請をするとか、あるいは身近なところで言うと公共施設やなんかの予約、そうしたものができるようになるのかとか、そうした関心もあると思いますので、その点について説明をお願いします。

#### 〇企画部長(石原 光君)

それでは、3点の御質問について、順次お答えをさせていただきます。

まず、現在この電子申請システムの手続の関係でございますけれども、一応昨年7月22日に 運用開始した時点では、28の手続について運用を開始しております。それから、本年ちょっと 追加があったわけでございますが、土地、家屋、車庫証明の物件の証明書の交付について新た に手続が追加されまして、その追加が8件ございました。愛西市といたしましては、現在、35 の手続について電子申請届け出が可能というような現状でございます。

2点目の今後の手続の関係でございますが、この関係につきましては、現在、電子自治体における電子申請届け出システム研究会というものがございまして、その中で今後の手続等につきまして、中にはワーキンググループ的なものも立ち上げておりますけれども、その中で現在検討がされているのが現状でございます。したがいまして、今後どういったものが追加されるかについては、本日この時点でちょっとお答えができませんので、その点、御了解をいただきたいと思います。

それから、3点目の施設の予約的なものもこの届け出システムで可能かというような御質問と承りましたけれども、それぞれの各施設の予約システムの関係につきましては、ちょっとこれは別の開発システムといいますか、そういった部類に入りますので、あくまでも今回御提案申し上げています電子申請届け出システムからは対象外という形になろうかというふうに判断をしております。ですから、くどいようですけれども、予約システム等については別のシステムで検討がされるというふうに理解しております。以上でございます。

## 〇13番(真野和久君)

今、35件の手続がなされるというふうに言われました。ある意味、物件とかについて、あまり直接住民の皆さんの関係にはならないと思うんですけれども、住民票などの申請についてはどういう形で登録、申請すればいいんでしょう。いろんなところで、住基カードがないと申請ができないというような話もありましたが、住基カードとか、やっぱりそれをとらなきゃならないし、また住基カードはさまざまな問題点もありますので、そうしたことをやっていかなきゃならないのか。また、それに対して別のやり方とかはないのかについてお願いします。

#### 〇企画部長(石原 光君)

手続の関係についての御質問という形で承りました。この関係につきましては、若干PR不足という点も否めません。現在、愛西市としては35の申請が可能でございますけれども、現時点では市の方へ1件も申請がないという現状でございます。それはなぜかと申しますと、今、真野議員お話がございましたように、まず手続につきましては住基カードですね。まずこれをとっていただく必要があります。それとあわせまして電子証明書、これについては個人の場合は公的個人認証というか、電子証明書の手続が必要になってまいります。これも無料ではございませんので、有償になってまいります。それとあわせまして、その申請をされる手続、パソコンが要るわけですわね。当然パソコンも必要になってきますし、そのパソコンに附属する、いわゆる電子証明書を挿入するカードリーダーというのが、パソコンに設置する付属品として、そういったものが必要になってまいります。ですから、ざっとそういった電子申請届け出システムを活用するという形になりますと、やはりそういったカードリーダーから、合わせまして個人的な負担が1万円弱ぐらいかかるんじゃないかなあと。ですから、そういったものを一応整えていただいて、初めてホームページを利用して申請をしていただくという形になって

きますので、うまいこと言えませんけれども、そういったものが最低必要になってくるという ことでございますので、その点、御理解をいただきたいと思います。

### 〇13番(真野和久君)

実際、現実的にあまり住民の皆さんにはそれほど利便性があるとは思えない部分もありますが、ただ、こうしたシステムを運用していくこともそうですけれども、それ以外にもやっぱりもう少し簡便な形のいろんな申請ができるような形というのはぜひとも検討していただきたい。例えば、はっきり言って、パソコンを使う場合でも、申請用紙だけをダウンロードして、そこに手書きで書いて郵送して、郵送してきたところで本人確認をして、その後、もう一遍郵送して返すとか、そういうようなことだってやれると思いますので、そうしたことも含めてぜひとも検討していただきたい。お願いします。以上です。

# 〇議長 (横井滋一君)

次に、3番・翠川三津子議員、どうぞ。

# 〇3番(錆川三津子君)

真野さんの方とちょっと重複しておりますけれども、個人情報の流出ということで大変社会的な問題になっていると思うんですが、その点、職員の教育というか、そういう面も必要かと思うんですけれども、市のパソコンなり電算機にどのような個人情報流出の策がとってあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほどカードリーダー等1万円ぐらいの機器が必要ということで、私、聞き漏ら したかもしれないですけれども、いろんな施設の予約等にもそれが要るのでしょうか。それと も住民票の申請等だけに要るのか、その点1点お聞きしたいと思います。

それからあと、カードリーダーとか電子証明が必要ということは、この住基ネットのシステムと直接何らか自宅のパソコンがつながるような仕組みがあるのか、何かそんなことがちょっと今聞いていて心配になりましたので、その点、住基ネットとパソコンでの申請のつながり方というか、職員がどう人的に介在して手続が終わるか、その点、ちょっとプロセスをお聞かせいただきたいと思います。

それからもう1点、この条例によると、書面上により行うことができる申請や通知というのがすべてできてしまうというふうに解釈できるんじゃないかと。どこか歯どめになるようなもの、これはできないよみたいなものは、私、条例の中で感じることができないんですけど、歯どめ的なものがどこか規則なり何なりであるならばお聞かせいただきたいというふうに思っています。以上です。

# 〇企画部長(石原 光君)

まず、職員の関係でございますけれども、これはそれぞれ職員、セキュリティーポリシー的なものを一応確立しておりまして、十分そういったものについては万全を期しているというふうに理解をしております。

それから、施設予約につきましては、これは先ほど申し上げましたように別のシステムになりますので、現在、そのシステムの開発中ということで聞き及んでおります。

それから3点目の、ちょっと当初私の説明が聞き取りにくい部分もあったかと思いますけれども、すべてのものについて申請ができるというものではございません。先ほど翠川議員おっしゃいましたように、あくまでも規則での規定というものが必要となります。ただ、先ほど申し上げました35の関係につきましては、これは法的にもう位置づけされておるものですから、それはできますけれども、あくまでも市町村に位置づけられておる書面申請という分については、規則の規定の中で定めるものについて電子届け出システムが可能となるということでございますので、その点よろしくお願いしたいと思います。

### 〇3番(錆川三津子君)

もう1点、ちょっと答弁漏れというか、具体的に住民票なり何なり申請があったときに、ど ういうプロセスで出されていくのか、その辺のところをちょっとお聞かせいただきたいと思い ます。

# 〇企画部長(石原 光君)

まず、前段で住基とのかかわりについて申し上げますならば、住基ネットそのものは、皆さん御承知のように、一応全国的につながったネットワークでございまして、今回の電子申請届け出システムの関係につきましては、いわゆる愛知電子自治体の枠内で構築をされたネットワークでございますので、両者のネットワークにつきましては直接的にかかわりはないというふうに理解しております。ただ、細かいプロセスという中身になってきますと、もしお許しがいただければ、担当課長の方から若干御説明させますので、その点、よろしくお願いしたいと思います。

# 〇情報管理課長 (伊藤辰明君)

プロセスについてお答えさせていただきます。

愛西市のホームページに愛知電子申請総合窓口というところがございます。そちらを押していただくと愛知電子総合窓口にアクセスができますので、そこで始めていただくんですが、そちらについて、ユーザーIDとかパスワードを入力していただきまして、利用規約を読んでいただいて同意をしていただくということになります。そうしまして申請を開始していただきますと、愛知自治体データセンターというところにその情報が届きますので、それをまたLGWANを使って各自治体のところに届いて受け付けが処理されるということですので、よろしくお願いします。

#### 〇議長 (横井滋一君)

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。



## ◎日程第3・議案第2号(質疑)

#### 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第3・議案第2号:愛西市国民保護協議会条例の制定についてを議題とし、質疑

を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

13番・真野和久議員、どうぞ。

# 〇13番(真野和久君)

第2号議案、国民保護協議会条例の制定について、説明等がありましたが、まず第1点目として、一つは、協議会を20名以内でつくるということで、そのメンバーとして、市長、助役、消防長、教育長、医師、あと公共施設機関としてのNTT、ガス、電気など、そうしたところから委員を選定するという話があり、それ以外にも、警察とか自衛官というようなことも法的には入れることができるということになっていますけれども、それを含めて選択するという形になっていますが、具体的にそうした、例えば自衛官、あるいは元自衛官というものを加えるつもりがあるのかどうかということをまず一つはお尋ねしたいというふうに思います。

# 〇総務部長(中野正三君)

私の方からお答えをいたします。

愛西市の中に自衛隊の基地があるわけでもございませんので、そのような自衛官、またOB をお願いするという予定はございません。

## 〇13番(真野和久君)

それと、今回の国民保護協議会条例について、基本的に、これは説明でもありましたが、国 民保護法の関係でこういう形で各都道府県、そして市町村の中でこれをつくらなければならな いという形で今回提案されたということだと思います。そもそもこの国民保護法そのものが、 国の武力攻撃事態、そういった法律的な有事法制の中での一環としてこうしたものが出てきて いるわけであります。ただ、その中で例えば想定される攻撃というか、想定する事態というも のでも、例えば武力攻撃としては、いわゆる着上攻撃、上陸ということで侵攻されるとか、あ るいは航空機攻撃とかミサイルとか、それからゲリラや特殊部隊が来るとかというようないわ ゆる武力攻撃というものから、先ほどのところで非常に不安が出てきますけれども、いわゆる 原子力施設へのテロとか、あるいは新幹線とか駅やなんかの人が集まるところへのテロとか、 また、サリン事件などにあったような生物化学兵器などによるテロ、そうしたようなことが想 定されるというふうに出ています。ただ、実際にこうした中でも、防衛大綱そのものでも、自 衛隊そのものが今の防衛大綱の中では直接的な攻撃、直接的な攻撃というのはいわゆる侵略で すよね。これは基本的にあり得ないと、我が国に関しては。いわゆる上陸での侵攻とか、ある いは航空機で攻めてくるとかということはあり得ないということも言っているようなところ で、非常に矛盾のあるものだと。また、緊急対処の問題でいくと、いわゆるテロ攻撃やなんか に対しての対応でいくと、それは非常に極めて緊急的な問題であって、そういうのを、もとも とテロやなんかの対応というのは、警察や消防がきちっと対応すべきものでもあります。そう いった点でも非常にこの国民保護法そのものが大きな問題であるわけでありますけれども、そ の中で今回こうしたものをつくらなければならないということで、市長としてこの問題につい てどのように考えているのかというのを一度聞きたいと思います。また、今後こうしたものは できるだけいろんな多くの市民の皆さんにもしっかりと意見を聞いてもらったりとか、そういったことも必要だと思いますので、そうした市民の意見聴取とか、あるいはこの政策に当たってコンサルタントを導入するかどうかとか、その点についても一度お尋ねしたいというふうに思います。実際、軍事作戦の展開をされた場合には、そもそも自衛隊とか、あるいはアメリカ軍が軍事作戦そのものをなかなか自治体に対してこういうふうにやりますよなんていうことを絶対言わないわけで、そういう点でも本当に、非常に机上の空論的な問題でもこの計画はあるわけでして、具体的に現実的な問題でいえば、むしろ防災計画などを充実して、それでしっかり対応していく方が極めて現実的だし有効であるとも考えますが、どうでしょうか。

# 〇市長 (八木忠男君)

お答えいたします。

国の国民保護法などの関連の中でこうしたことを進めていくわけでありまして、国の施策を 十二分にわきまえながら、本市としての考え方を進めてまいりたいと思っています。

## 〇総務部長(中野正三君)

今御質問にありましたコンサルを現在決めているわけでございませんけど、委託料としてそのような費用はお願いをしてございます。そして、今、市民の方の御意見云々という話がございましたけど、ここの会議の中の委員としては、防災計画との整合性、共通点もありますので、防災会議の委員の方を委員として御委嘱を申し上げたいというふうに考えております。以上でございます。

### 〇13番(真野和久君)

意見聴取として、例えばアンケートとか公聴会とか、そうしたものをやるかということを聞きたかったんですけれども、そういうことについては計画を策定なさって、今回そういうことについて、もう一度お願いします。

#### 〇総務部長(中野正三君)

ここの内容におきまして、一般の方の意見は、それぞれの委員の方を介してというふうに考えております。ここの会議を秘密的にやるとか、そういう考えは毛頭ございませんが、公開をする方向で今進めるという方針は持っておりません。

#### 〇議長 (横井滋一君)

次に、38番・永井千年議員、どうぞ。

## 〇38番(永井千年君)

今、防災計画との関係を総務部長が言われましたけれども、私は今、真野議員が言われましたように、攻撃事態というのは、本当にこれは机上の空論のような話になると思うんですよね。ですから、どうしてもこの計画をつくらなくちゃいけないということであれば、やはり防災計画との関係をよく見て、防災計画をやはり優先すると。災害弱者を安全に避難させるという点は、この国民保護計画とも重なる部分だと思いますので、その点を最も中心にして議論して優先していく必要があるだろうというふうに思いますが、防災計画と国民保護計画との関係について、どのような位置づけでもって考えているのか、説明ください。

# 〇総務部長(中野正三君)

今、永井議員おっしゃっていただきましたように、防災計画と国民保護法というのは、避難誘導、住民への伝達、避難ということが共通点としてございます。今、永井議員おっしゃいました中で避難の関係、これが共通するわけでございますけど、防災計画におきましても、災害時の要援護者に配慮ということが基本的にあります。それを踏まえて計画をしていきたいというふうに考えております。

### 〇38番(永井千年君)

最も緊急、切実な計画でありますこの防災計画を優先して考えていくという理解をしてよろ しいでしょうか。

## 〇総務部長(中野正三君)

今後の計画の中ではわかりませんが、すべて優先という形にはならないかもしれません。ただ、現時点で私どもは共通点があると。その共通点においては、それぞれを踏まえてやっていきたい。ということは、先ほど申し上げましたように、避難誘導とかという形におきましても同様に考えるということでございます。ただ、部分的に国から指定が来て、県からまたそれを受けてくると。その中で、防災計画と異なる部分も当然あろうかと思いますので、すべてが優先をするというふうに今ここの中でお答えはしかねる部分がございます。

# 〇議長(横井滋一君)

次に、3番・翠川三津子議員、どうぞ。

### ○3番(錆川三津子君)

先ほどからお話を聞いていて、何だか恐ろしいような気持ちもしております。先日も千葉県の方で子供が国民保護法のもとで訓練を行うということがラジオで報道されておりまして、背筋の寒いような、そんな思いをしました。先ほどから皆さん質問されていらっしゃいますけれども、私は基本的人権という部分で一つ質問させていただきたいと思います。国民保護法には、協力を要請されたときは必要な協力をするよう努めるものとするとされている一方、強制にわたることがあってはならない。思想及び良心の自由及び表現の自由を侵すものであってはならないと相矛盾したことが書かれておりますが、具体的に基本的人権への配慮を計画にどのように反映されていくつもりか、その点、1点お聞きしたいと思います。

それから、先ほど話に出ておりますように、防災組織と国民保護法の関連の組織というのは目的が全く違いますので、その辺、千葉県のように、こういった有事に備えた訓練を優先するのではなく、やはり防災を主体にして考えていかなければ、私は子供に与える影響も多大だと感じております。その点、やはり愛西市としてきちんとした方針を持って防災組織の組織づくりに取り組んでいただきたいという思いがありますので、改めてその点、子供たちに対する影響も踏まえてどう考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

# 〇総務部長(中野正三君)

今の2点につきまして、この春といいますか、2月に県の方で17年度中の作業として県の計画が示されました。この中で、基本的な方針の中に基本的人権の尊重というところがございま

す。その中で、国民保護措置等の実施に当たっては、憲法が保障する国民の自由と権利を尊重 すると。そして、その制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続のもとに行うという ことがあります。また、今の自主防災会との関係でございますが、自主防災組織等により行わ れる国民保護措置等に資するための自発的な活動に対し必要な支援を行うと。これは事があっ たときの御協力という形になろうかと思いますが、私どもとしては、県の下の計画としては、 そのようなもとの中でやっていきたいと思っております。ただ、今、翠川議員がおっしゃいま した、子供さんに与える影響とか、弱者とか、いろんな部分へ影響を与えるようなことは十分 な配慮を今後の計画、そしてまた市民の方への御案内等においては十分配慮した形をとってい きたいと思っております。

# 〇議長 (横井滋一君)

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

他に質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# ◎日程第4・議案第3号(質疑)

## 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第4・議案第3号:愛西市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制 定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

13番・真野和久議員、どうぞ。

#### 〇13番(真野和久君)

これは国民保護法に基づいた対策本部の設置条例でありますが、この中で基本的に対策本部をやるのは、市長を中心とした行政側がそれを設置し、その運用に当たっていくことになってくると思います。その辺では非常に大変負担になってくることでありますが、ただ、これについても、先ほども申し上げましたけれども、武力攻撃事態という問題については非現実的な部分が非常に大きいし、またミサイル攻撃などとか、あるいはテロ、いわゆる緊急対処事態に対する問題ということでいうと、そういうのは地域的に起こることが基本でありまして、そうしたものが仮に愛西市で起こったとしても、こうした対策本部を動かしますと、これは常に動いているわけじゃないので、その事態のときに本部を設置することになると思うんですが、そのときに、例えばこの愛西市の中でテロが起こったときに、それを自主的に運用するのではなくて、まず国や県に対して対策本部を立ち上げますというふうに言って、立ち上げてくださいと言われないと立ち上げられないような性質の本部なんですよね、これは実際は。そうなってくると、むしろ現実的には、先ほども言いましたけれども、災害対策本部をぽっと立ち上げて、それで対応していくということの方で極めて現実的なんですよね。それで、市民の皆さんに対してのいろんな対応、消防署とか、警察とか、あるいは避難とかいったことをやった方が極めて現実的な対応になってくるわけですが、そういうことを踏まえて考えた場合、あまり一元的

じゃないというのがこの対策本部なんですよ。そういったところはどういうふうに考えていますか。

# 〇総務部長(中野正三君)

確かに真野議員がおっしゃいますように、国、県、そして市、この流れの中で本部の設置という形になります。ただ、今あってはならないといいますか、あるべきことではない事態がこの地域で起こったときにどうするのという、先行してこの本部ができないんじゃないかという御指摘でございますが、確かに今のシステムとしてはそうだろうと思います。ただ、市行政としてそのような事態に対して指示を待つというような形ではなくて、即必要な措置というものは、この本部とは別にとるべきかというふうに考えております。

# 〇議長 (横井滋一君)

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# ◎日程第5・議案第4号(質疑)

# 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第5・議案第4号:愛西市地域づくり振興基金条例の制定についてを議題とし、 質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

38番・永井千年議員、どうぞ。

#### 〇38番(永井千年君)

4点ほど質問いたします。

一つは、こうした名称の基金は他市の例はあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それから「市民の連帯の強化、一体感の醸成又は地域の振興」、これは議案説明の折には全く具体的な話はありませんでしたが、どのような事業を想定しているのか。やはり基金条例をつくる以上、示していただく必要があるだろうというふうに思います。

それから、第2条の説明の中で、金額がまだ決まっていない、どのくらいかも想定できないと。決算の状況を見て積み立てていくという説明は少し無責任な説明ではないかというふうに思います。こういう説明では、とにかく何にでも使える財布をとりあえずつくるというふうにしか理解ができませんけれども、この積み立てる金額についても、1条との関係がありますけど、目標というものについてやはり考えていく必要があると思いますが、御説明いただきたいと思います。

それから第5条ですが、運用益金の処理の話なんですが、この条文でいきますと、毎年目的 達成のための事業が必ずあるということを前提にして、余ったら基金に編入するというふうに しています。つまり、事業が全くないことを想定していないような条文になっておりまして、 事業が全くなくて運用益を丸々積み立てるということはないのかどうか、これも説明していた だく必要があると思います。他の基金条例をちょっと眺めてみましたが、ほとんどの基金条例が予算に計上して基金に編入するというふうになっています。この条例とよく似た名称の基金でふるさとづくり事業推進基金というものがありますけれども、これには予算に計上して、ふるさとづくりに係る事業か、または基金に編入するというふうに、表現としては非常にニュートラルな表現となっているのではないかと思います。こうした基金と違うところはあるのかと。もしないということであれば、やはり条例間の表現の整合性という問題もありますし、この表現は変えるべきではないかと。このままだと、とにかくその目的のための経費に使うという表現が前面に出ますので、毎年使わなくちゃいけないということで、ある意味ではむだ遣いの温床ともなりかねないのではないかというふうに危惧をしますので、これはぜひ表現を変えていただく必要があると思いますが、この表現を維持されるならば、特別な事情があるかもしれませんが、あるとしたら御説明をいただきたいというふうに思います。

それから第7条、これが第6条の処分ということではなくて、第7条の繰りかえ運用を行う場合、これはどのような場合を想定しているのか、御説明いただきたいというふうに思います。

# 〇企画部長(石原 光君)

それでは、順次お答えを申し上げます。

まず、第1条の関係との関連もございましたが、この基金はほかの市にあるのかという御質問でございますが、近隣では一宮市が地域振興基金という名称で同種の基金を持っておられます。

それから、想定される事業といたしましては、市民全体で行う行事、例えば文化祭、体育 祭、防災訓練等などが考えられるのではないかなあというふうに想定をしております。

それから、第2条の関係で大変厳しい御指摘をいただいておりますけれども、合併特例債を 充てるとすると、現時点、愛西市といたしましては、最高28億 4,000万円という数字が考えら れるわけでございますが、これは通常の合併特例債と同様でございます。借金でございます。 それで、当然そういったことを念頭にして先回申し上げましたのが、財政状況を勘案しなが ら、やはりきちっと積み立てをしていかなければならないなあという思いで、前回そういうよ うな御説明を申し上げたというふうに理解しております。それで、現時点で不明確な数字を上 げることが逆に皆さん方の方に御迷惑をかける形になりますし、それこそ逆に無責任ではない かなあというふうに私は思っております。

それから、第5条の関係で、条文どおりで、基本的にはこの運用益というのは基金から発生しました利息をその事業に充当するというのが原則でございます。それで、先ほどお話がございましたように、剰余が出た場合、積み立てることもできるという一文も入っておるわけでございますけれども、基本的にはその事業に充当するというのが大原則でございまして、たまたまその中で剰余が出た場合には、当然これも一応基金の方に積み立てますよという一つの理解をしております。

それから、第7条の財政運用上、一時的に歳計現金が云々ということでございます。これは

繰りかえ運用の関係でございますして、あってはいけませんけれども、財政運用上、一般会計等でもそうでございますけれども、歳計現金が不足した場合に、そういった一時的に基金の方から繰りかえ運用ができるという内容のものでございます。当然これは収入役の権限で行うことができるという行政実例もございますので、そういったことを想定して条文化をしております。以上でございます。

### 〇38番(永井千年君)

ちょっと今、私の聞いたこととすれ違った部分がありまして、それを先に言いますけれど、 ふるさとづくり事業の推進基金とこの基金の違いを、これは条文も違うわけでありますから、 先ほど言いました、私「ニュートラルな表現」と言いましたけれど、「又は」という表現、経 費に使うか、または基金に編入するという表現がこのふるさとづくり事業推進基金には書いて あるんですね。この場合は経費に使うことが優先という表現になっていますので、なぜこうい う表現になっておるのかについて説明を求めたんです。違いがあるのかないのかと。なけれ ば、この表現が違うのはおかしいではないかという意味での説明がありませんでしたので、説 明いただきたいと思います。

それから、文化祭だとか体育祭だとか防災訓練だとかいうことであれば、これは毎年行われる事業で、基金の運用益を利用しなくてもできる事業ですよね。だから、そのあたりが今回こういう文化祭、体育祭、防災訓練などの経費として特別に基金を積み立てるという意味が私にはちょっとよく理解できないんですが、他のさまざまな事業がある中で、こういう事業についてこの地域づくり振興基金でやっていくというところが、特別必要性を感じないんですが、なぜこういう形でやらなければならないのか、もう少し丁寧に説明していただけるでしょうか。

#### 〇企画部長(石原 光君)

まず、ふるさと事業の関係での比較で御質問いただきましたけれども、合併特例債を使っての基金積み立て、いわゆる振興基金というのは、その運用益を使うことが条件でございまして、基本的にはすべて充当するというのが大前提でございます。ふるさと基金の方も、その性質からいきますと、当然、運用益も事業の方にも充当しておりますし、基金そのものも充当しておるというのが現状でございますが、基本的にはそう大きな差はないというふうに理解をしております。

それから、先ほど事業の充当ですね。どういった事業があるのかと。これは一つの想定できる事業といいますか、そういったものを一応、これは全国的に一つのとらえ方という形に私は認識しておりますけれども、そういったものに優先的に活用すべきだろうということで理解をしております。ただ、先ほど申し上げましたように、まず条例というのがやはり私は一応制定では大前提だというふうに思っておりますし、さきの定例会の冒頭でも申し上げましたように、むやみに、じゃあ10億積みますよという話でもないでしょうし、一方では借金ということも当然念頭に入れておかなければなりませんし、それはやはり決算の状況で、例えば一般会計の剰余金が相当出れば、何も無理して借りる必要もないわけですから、その時々のそういった市の事業、あるいは計画的なものをもって、そういった中でよく見きわめた上で、皆さんに当

然御審議をいただきながら進めていくものだというふうに考えておりますので、そういったことも踏まえて今回上程させていただいておるということで御理解をいただきたいと思います。

## 〇議長 (横井滋一君)

ほかに質疑はよろしいですか。

# 〇30番(黒田勝一君)

一つちょっとお聞きしたいんですが、財産の種類で「現金の運用により取得した有価証券」だとか、それから管理のところで「現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる」と。これは一般に見ると、有価証券ですから、有価証券はいろいろありますよね。株も有価証券ですから、そうすると株売買をやるというような意味合い、これはやらないと思うんだけど、国債だとかね。これは株をやったときに、今の話じゃないですけど、益が出ますけど、必ず損も出ますよね。こういうところは、今は出たところの話を先ほどからして見えるんだけど、この条文で有価証券で現金を運用すると。管理をよほどうまくやらないと、例えば損金が出るという格好もありますよね。だから、ここら辺は運用するという言葉が出ちゃっているんだけど、どういう有価証券を運用する目的があるのかと。リスクを伴わない。これはリスクを伴いますよね。伴わないですか。ちょっとそこら辺をお願いします。

## 〇助役(山田信行君)

この条文にございます「最も確実かつ有利な」と書いてございますが、最近の経済状況から 見まして、有利さよりも確実、堅実な方法で資金の運用をしていきたいと思っておりますの で、この場合で言う有価証券であれば国債の類、そういったものでございまして、株式投資ま では全然頭には置いておりません。以上でございます。

# 〇議長 (横井滋一君)

ほかによろしいですか。

## [発言する者なし]

それでは、質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。11時20分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前11時07分 休憩 午前11時20分 再開

# 〇議長 (横井滋一君)

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

#### ◎日程第6・議案第5号(質疑)

#### 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第6・議案第5号:愛西市障害者自立支援条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

16番・浜本七重議員、どうぞ。

## 〇16番(浜本七重君)

議案第5号:愛西市障害者自立支援条例の制定についてでありますけれども、地域で生きる 障害者の生活が後退することなく、より充実したものとなるよう施策を講じてほしい。また、 福祉サービス利用料の定率負担も導入せざるを得ない場合の対策をとられるよう求めて、次の 点について伺います。

一つ目には、審査会の委員の構成はどんな人で、何人でしょうか。

また二つ目には、対象者に対して説明会はきちんと行われましたか。

そして三つ目には、制度の改正に伴って今回の調査が行われましたが、実態はどうだったで しょうか。手続上のトラブルなどありませんでしたか。

四つ目には、対象の居宅サービス利用者、施設サービス利用者はそれぞれ何人いますか。

五つ目に、生活保護基準と同額の所得までは負担をゼロに、特別障害者手当の受給者の所得制限額 360万 4,000円を超える者を一般 3 万 7,200円とし、支援費制度の居宅サービス利用者負担 D12、13、14は残していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

六つ目には、利用者負担の上限額は介護給付、訓練など給付、地域生活支援事業、補装具費、自立支援医療を統合した上限額としていただきたいが、いかがでしょうか。

そして七つ目には、経済的負担について行政はどう思ってみえますか。負担は軽いと思って みえますか、伺います。

また、愛西市として独自の施策を講じていただきたいと思いますが、これについての見解を 伺います。

# 〇福祉部長(水谷 正君)

それでは、浜本議員の御質問に対し、御答弁させていただきます。たくさんの項目をいただきましたが、順次御答弁させていただきます。

まず4条関係でございますが、この場合で特別なと言っておりますが、その他市長が必要と 認める事項と言っておりますが、これは災害など特別な事情で免除などを受けたいときの条例 でございます。

また、審査会ということで、このメンバーにつきましては、医師、歯科医師、身体障害者団体、精神障害者団体、社会福祉協議会ヘルパーと、最近の検討で保健師にも入ってもらいたいと考えております。

それから、トラブルはそういったものはあったかということでございますが、ございませんでした。

それから対象人数でございますが、居宅で 180人、施設で90人ほどと想定をしております。 説明会につきましては、要請があれば、職員が出向いて御説明をさせていただきます。 4月 からも同様ということでございます。

それから国庫負担につきましては、市が支払った金額に対して、基本的には国が2分の1、 県が4分の1ということでございます。 それから利用料の負担でございますが、医療とかサービス、補装具など、それぞれで限度額が設定されておるということでございます。現在、海部福祉圏域では統一したいと考えています。

# 〇16番(浜本七重君)

メンバーについては 6 人でいかれるということですけれども、これは充足が必要と感じた ら、早目の対応をしていただきたいと思います。

それから、説明会は要請があればということで、きのうお伺いしたところでは、佐屋で1回団体からの要請があった。それで説明会をやったということですけれども、これは積極的にもっとやるべきじゃないでしょうか。例えば申請についてはトラブルがなかったと言われておりますけれども、少し小耳に挟んだ点では、資産状況のコピーの問題、通帳のコピーの問題など、どうしても納得いかないという方も見えます。こういうことでもっと積極的に説明会をしていただきたい。

それから、自立支援にかわってD12、13、14は残らないということでありますけれども、自立支援法の負担額と比べますと、高所得者ほど負担が少なくなるのが現状です。低所得者対策というより高所得者対策としか言えないのではないでしょうか。住民税均等割までは少なくとも負担をゼロに、高所得者は応分の負担をすべきと考えます。こういうことで生活保護基準と同額の所得までは負担をゼロに、これについては再度お聞きしたいと思います。どう考えてみえるか。

それで、利用者負担の上限額についてでありますけれども、これは別々、一つ一つの上限額ということですけれども、私、12月議会で1種1級療育A、精神障害者のある子供さんの話をしました。こういう方は今回の自立支援法に変わると、デイサービス通所で2万円がふえて、かかりつけ医の交通費やチューブやテープの備品、全部で5万円になって、健常者以内のごく普通の生活の一部、毎日の入浴介助もデイも1割負担ということで、1割プラス幾らになるかわからないという内容のお話をしました。今回の自立支援法、福祉サービスを受ければ、そのすべてにお金がかかるというようになっております。最後に、先ほどお聞きしました経済的負担について行政はどう思ってみえるか。負担は軽いと思ってみえるか。また、愛西市として独自の施策を講じていただきたいと思いますが、これを再度お伺いいたします。

#### 〇福祉部長(水谷 正君)

お答えさせていただきます。

説明会、佐屋で1回あったということで、積極的にという御発言でございます。これにつきましては、先ほど御答弁させていただきましたように、要請があれば出向いて説明をさせていただきたいということでございます。また、そういったトラブルがあったということでございます。今後はそういった面につきましては十分に注意をして進めていきたいと思います。

また、負担とかそういったものにつきましても、国の法律で決まっておる制度で、愛西市も それに基づいて進めていきたいということを考えております。

# 〇16番(浜本七重君)

一番最後に再度お聞きして終わりますので。経済的負担について行政はどのように思ってみ えるでしょうか。

# 〇福祉部長(水谷 正君)

先ほどの質問でもございますが、やはり制度にのっとりましてこの事業を進めてまいりたい ということでございます。

# 〇議長 (横井滋一君)

次に、3番・翠川三津子議員、どうぞ。

# 〇3番(錆川三津子君)

今回のこの自立支援法というのは、介護保険と統合される前段階だろうということで、大変障害者にとっては厳しい法律であるというふうに感じております。今まで施設の中でお世話してきたものを社会の中でともに生きていこうというのは大変格好がいいんですけれども、それに伴う手だてがされていないと、大変障害者にとっては今後厳しい生活が待っているというふうに思っております。障害者の中でも軽度な方たちは仕事をすることができるんですけれども、収入がないとサービスが受けられないという側面もあって、市の果たす役割というのは、かなりこれから大きくなってくると思います。職員の仕事も、もう随分これから施設の中でお世話するのではなくて、自立をしていただくということで、職員の意識も相当変えていかなければいけないと思います。特に授産所のあり方とか職員の意識改革をどういった形で進めていくのか。授産所については大きく変わっていかないと、とても自立ということはできていかないと思いますが、その点についてどう方針を立てていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

それからあともう1点、自立支援法の制定によりまして、県の担ってきた相談業務などが市町村の役割に下りてくるというものがあります。既に障害者の保護者の方から、県の方からそういう旨が伝えられておりまして、大変不安に思っていらっしゃいます。実際に当事者の意見を聞くなど、どう対処していくのか。愛西市として受け皿をどうつくっていくのかということを早急に進めていかなければならないと思いますが、その準備についてどうなっているか、お伺いしたいと思います。

#### 〇福祉部長(水谷 正君)

それでは、御質問に対して御答弁させていただきます。

この障害者自立支援法では、小規模の授産所は平成18年10月から地域生活支援事業の中の地域活動支援センターに位置づけられております。これは市町村の事業として、地域の特性に合わせた柔軟な実施により効果的な支援が期待されているものであり、当愛西市においても十分検討を重ねながら進めていく必要があると考えております。この法律では障害者の自立した社会生活を目指すものであることから、自立につながる支援でなければなりません。支援として何が最適なのか、障害者の能力と適性に応じて支援できる効果的な体制づくりからまずは進めていきたいと思います。また、利用者の保護者や関係者等の意見も聞きながら進めていきたいと思います。また、利用者の保護者や関係者等の意見も聞きながら進めていきたいと思います。十分にこういった法律の趣旨にのっとり、我々も意識改革、そういったものを持

って進めてまいりたいと思います。また、相談業務につきましては、社会福祉課、地域福祉課が窓口になるのはもちろんですが、平成18年度、社会福祉協議会と相談業務委託料、正職2人分を結んで対応してもらう予定になっております。

# 〇3番(錆川三津子君)

やはり職員の方たちというのは、これから外に出て企業と話をするというか、セールスに出なければいけないような立場に変わってくると思いますので、その辺やはり担当の職員だけでなく、市全体としてそういう意識を持っていただいて障害者の方を支えていただきたいのと、それから、こういった社会と大きくかかわっていくということで、一般の人たち、そういった方々の理解がないとなかなか進まないんです。私もいろんな施設の方を見てきましたが、第一に起きるのは、やはり周辺の方たちとのトラブルです。今まで施設内で活動していたのが、自立のためのお買い物の練習をしたりとか、そういうことで外へ出ていくという場面も相当ふえてくるわけですね。そういった面で、一般の方たちへこういったことで変わっていくということの広報をしっかりしていただかないと、なかなか受け入れができないのではないかと思いますので、その点、どういった形で広報されていくのか、お尋ねいたします。

それから、相談業務につきましては、今まで県の方が青い鳥の方に委託をされていたんですけれども、同じような回数とか質とか、そういうので維持されるのか、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

# 〇福祉部長(水谷 正君)

御答弁させていただきます。

職員にも周知ということでございます。やはりこういった法律ができたということで、愛西市の職員にも周知の方をしてまいりたいということを考えております。また、広報につきましては、周知につきましては、どういったふうにやるかということは、まだ今決まっておりませんが、そういったことも視野に入れて考えたいと思います。

青い鳥とかそういったのはどうだということでございますが、相手方とよく連携をとりまして事業を進めてまいりたいと思います。

#### ○議長(横井滋一君)

ほかに質疑はよろしいでしょうか。

[発言する者なし]

ほかに質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~~ () ~~~~~~

# ◎日程第7・議案第6号(質疑)

#### 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第7・議案第6号:愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

13番・真野和久議員、どうぞ。

# 〇13番(真野和久君)

それでは、質問いたします。

今回コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例という形で、指定管理を基本的にコミュニティセンターにも導入するということになります。基本的に、当然、指定管理の管理者になってくるのは、想定されるのは各地域のコミュニティ推進協議会というのが想定されてくるわけでありますけれども、やはりコミュニティ推進協議会というのは地域の協議会であり、地域のコミュニティーの運営をやっているだけであって、いわゆるさまざまな指定管理をされるところのNPO法人とか、あるいは会社形態のところとかとは大きく性質が異なるものであります。そういう点で言うと、そうした指定管理者にかかわってくるようなさまざまな業務を推進協議会にやってもらうということは極めて難しいのではないかというふうに思います。ただでさえ、今でもなかなか協議会の中での、その協議会のメンバーの中の負担というものは大きいということを言われているところもありますので、そうした協議会での関係ですね。あるいはこうした指定管理をすることによって、協議会に対してのいろんな仕事の負担というものがどういうふうになっていくのか。また、それに対してどういうふうに対応していくのかということをまずお尋ねしたい。

さらに、今回、指定管理をやっていくということでありますが、基本的にやはり理想は直営でやることだというふうに思いますので、なぜ直営でできないのかということも含めて説明をお願いします。

また、今のコミュニティ推進協議会の中でも、一番やっぱり大変なのはコミュニティセンターの管理運営なんですよね。特に利用者、会場の利用やなんかについての受付等は非常に負担になっていく。その中で独自に専門の人をお願いする。極めて安い賃金でお願いをしたりとかということをやりながら工夫をされているところ、あるいはそれぞれの中のコミュニティ推進協議会の役員がみずから負担を負っているところ、かなりありますけれども、そうした点をぜひとも改善をしていただきたいと思いますので、その点も踏まえて答弁をお願いします。

#### 〇企画部長(石原 光君)

3点ほど御質問をいただきましたけれども、議員御案内のとおり、この指定管理者の問題につきましては、直営か指定管理者、どちらか導入すると。これは9月1日までにそういった選択をしなければなりません。

それで、まず1点目の今現時点でここを指定管理者に指定するという具体的なものについてはお話はできませんが、当然これは今後の事務手続の中で進めていくことになります。ただ、御心配される部分も承知いたしております。やはり指定管理者に仮に指定した場合に、そういった業務というものが実際やれるのかという部分を御心配されておみえになると思いますけれども、やはりこの問題につきましては、よくそれぞれの運営協議会の皆さん方と御相談申し上げながら、どういった部分で問題があるのかという部分についてよく協議をしてまいりたいというふうに思っておりますし、当然、市としても応援できる部分については応援をしていきたいなというふうに考えております。

それから、二つ目の直営にできないかという問題でございますが、御承知のとおり、防災コミュニティセンター7施設、八つありまして、一つは直営になっておりますが、その五つ、佐織町さんの場合ですと、コミュニティセンターが葬儀の部分で、そういった形で運営されておみえになるという部分もございます。そういった問題もありますので、その辺も先ほど申し上げましたように、よく運営協議会の皆さん方とも協議をしながら進めていくべき問題ではないかなあと。現時点ではそのような御答弁しか申し上げられません。

それから、受付の関係ですけれども、やはりいろんなコミュニティセンター、私もお邪魔した経緯がございますけれども、その協議会の中で受付事務を雇われている協議会もお見えになるわけですわね。ですから、できればその協議会の中でいろいろ調整をしていただいて、そういった方を採用していただくと。できればそういった形が一番いいんじゃないかなと私自身は思っていますけれども、そういった部分も含めて、3点ほど御質問いただきましたけれども、地元の協議会の皆さん方とよくよく検討しながら進めていきたいなあと現時点では考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

# 〇議長 (横井滋一君)

次に、3番・翠川三津子議員、どうぞ。

# 〇3番(錆川三津子君)

立田のコミュニティセンター、南部なんですけれども、相当おふろの利用者がふえたということで御意見をいただいたことがあるんですけれども、立田のおふろについて、事業目的を明確にして、将来利用者負担を多少していくというか、そういう議論が現在あるのかどうか、1点お伺いしたいと思います。

それからあと、先ほど葬儀のお話も出ましたが、コミュニティセンターで葬儀ができるよう にという要望は大変多いんですけれども、できるかできないかの決定を行う機関というのはど こが今権限を持っているのか、お伺いしたいと思います。

それからあと、指定管理者制度に関するオンブズマンのアンケート調査がございまして、愛西市は、領収書、契約書を非公開と回答しております。市長のいろんな領収書等も公開されている今の時代に、行政と同じような許可業務を行うような指定管理者が領収書、契約書を非公開にするということは、私はあってはならないというふうに考えておりますが、公開しないとお答えになった根拠についてお伺いしたいと思います。

#### 〇企画部長(石原 光君)

3点ほど御質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げたいと思います。

まず、立田南北のコミュニティセンターのふろの利用の関係でございますけれども、御案内のとおり、それぞれ週4回、一応ふろが開設をされております。これは南北両方ともそうですけれども。その中で、人数的なことについて若干お話をさせていただきますと、16年度の利用状況は、北部で月平均2,500人弱です。南部については1,700人弱というような16年度の実績がございます。それで、17年度の12月末の現状をちょっと調べましたところ、月平均で北部が2,630人ほど、南部につきましては1,889人と、それぞれのコミュニティセンター、150人、南

部については 240人ほど月平均ふえております。そういった状況というのは私どもの方もよく 承知をしているわけでございますが、そんな中で、やはり利用者負担というお話がございまし たけれども、現状としては、合併協議によりまして、立田南北のコミュニティセンターは無料 と。それで年齢制限もないという状況で現状至っておりますけれども、やはり今後、他のコミュニティセンターの施設の利用状況も考え、整合性といいますか、そういったものも図りなが ら、当然利用料の関係、そういった問題についても、当然これは考えていく必要があるのでは ないかなあというふうに現時点では思っております。この問題については一度運営協議会、それぞれ地区の運営協議会の皆さん方がお見えになるもんですから、一遍御相談をしたいなあと いうふうには現時点では考えております。

それから、葬儀の関係でだれが決定するんだというお話でございますけれども、この問題につきましては、やはり建設当時からのいろんな経緯があるというふうに私は思っております。特に当然その建設に伴いまして、地域の強い要望があって現状があるのではないかなあというふうに理解しておりますし、翠川議員御承知のように、立田南北コミュニティセンターが建設された当時、やはり同じようなお話が地域の皆さん方からあったわけでございます。そのときにその地域地域の代表である運営協議会の皆さん方の方で、特に立田の場合はふろがあるもんですから、ふろへ入りに来る横で告別式をやっておっても、これはあかんだろうという状況の中で却下された経緯がございますけれども、やはりこういった問題については、地域の皆さん方とよく慎重に協議をしていくべき問題ではないかなあというふうに現時点では考えております。

それから、オンブズマンの関係でアンケートに対しての回答について御質問いただいたわけでございますが、これは2月15日の中日新聞の朝刊にそういった見出しが記載されておったわけでございますが、この件につきましては、昨年の11月に愛知県市民オンブズマン連絡協議会からアンケートの調査依頼がありまして、それに伴って、その調査に対しまして回答した内容が発表されてしまったという経緯でございます。それで、市といたしましても、あの時点では、正直言って指定管理者制度、今みたいにそう内容濃く事務的に詰めていなかったというものも現状あったのは事実でございまして、その後、市の内部でいろいろ検討を重ねました。当然、おっしゃるような、市が直営になった場合には当然そういった義務がありますので、それではいけないということで、今後、指定管理者の協定書の中で、これは手続条例の中にも、指定管理者は、協定により必要な措置を講じるように努めなければならないと、そういった協定書の中でそういった情報公開条例に準ずるような形でやっていただきたいと、協定書の中で応整備を図っていきたいなと。つまり、公開を前提に進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

# 〇議長 (横井滋一君)

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

## ◎日程第8・議案第7号(質疑)

## 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第8・議案第7号:愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# ◎日程第9·議案第8号(質疑)

## 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第9・議案第8号:愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題と し、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

25番・中島義雄議員、どうぞ。

## 〇25番(中島義雄君)

愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について質問いたします。

給与構造改革の見直しが今されようとしておりますが、こういう中で一つ私はこうした見直 しの問題では、やっぱり地方公務員の賃金を大幅に削減することにあるのではないかなと思い ますし、また成果主義とか賃金制度の導入や非正規の雇用の拡大など、こうした問題が本格的 に広がってくると。また、地方交付税の削減など、地方切り捨てを進めていくことがこの給与 構造の見直しの中にあると思うんですけど、どういう形でこういう内容が出されたのか、お尋 ねいたします。

二つ目は、給与構造見直しの関係で、一つは問題点としては、地方公務員の賃金を5%大幅に引き下げると。それから二つ目には、地域間や職員の関係、それから職務関係で三重に賃金の格差を拡大する。こうしたおそれがあると思いますし、また三つ目には、エリート官僚を一部優遇するという問題があると思うんですけど、こうした問題に対して、市としてはどのように考えてみえるのか、お尋ねいたします。

#### 〇総務部長(中野正三君)

今回の給与の改正につきましては、人事院勧告に基づきます給料表というのは、私どもが使用しているのは全国一律のものでございます。人事院が調べております中には、高い賃金の大企業も含まれておれば、企業の格差というものが全国的にバラツキがあるということも事実でございます。それを一つの給料表で網羅しているというところに問題があるというようなことも出てきております。ですから、地域差が出てくる部分があると。都市部においては民間を上回る部分もあれば、地域によっては下回る部分もあるというような形が出てきているという形だと認識しております。この給料表を一律にするということについて、維持するということを

基本にしている前提で地域間の調整、これが調整手当で補うという形が現行のものでございます。確かに私ども職員として、若手と私どもとしては相当の差があることは事実でございますし、これが急カーブを描いているといいますか、急な坂になっているということも事実でございます。ここを若年の方、若い方を引き下げずにむしろ引き上げて、そして中高年層を引き下げると。ただし、その引き下げた結果においては、経過措置でもって現在の給料を維持するというような考え方でございます。そして、勤務実績をもとにして勤務評価によって昇給、ひいてはそれが昇格に反映をするというのが現状の認識でございます。決して格差を助長するというような考え方は毛頭持っておりませんけど、むしろ職員の意欲をかき立てる、やる気のある職員に報いるというような考え方を持っております。

# 〇25番(中島義雄君)

今、部長さんからも言われましたけど、やはりいろんな形で、まず賃金を5%下げるということが一つの大きな問題ですし、そうした中で、今ほかの自治体でも現行水準の確保という格好でやってきておるところが一部を除いて多いわけでございますから、そうしたことでは十分そうしたことも配慮して、先ほど言いましたようないろんな職場のチームワークとか、それから今、合併などで住民に責任を持っている、また市になってまだ間がない中で、本当に職員の皆さんの意欲を立たせる意味でも、やっぱりそういう格差は極力減らしていくという形を基本に私はやっていただきたいことを要望しまして、質問を終わります。

# 〇議長 (横井滋一君)

次に、38番・永井千年議員、どうぞ。

# 〇38番(永井千年君)

4点質問いたします。

一つは、この改正案を上程するに当たって、職員に説明をして意見を聴取したのかどうか。 津島市など他市では、労働組合があるところは当然労働組合との交渉の中で事前にさまざまな 話し合いが行われて、その結果、条例提案として出てくるものと理解しているんですが、愛西 市の場合は労働組合がありませんので、どういう方法でもってそうした意見集約をしたのか、 お尋ねしたいと思います。これはちょっと今までの少しずつ下げるという話と違いまして、全 面的な改正でありますので、特に不利益変更に当たる方については、事前の説明が僕は欠かせ ないというふうに思いますが、どのように考えて今回の条例提案に至ったのでしょうか、お尋 ねをしたいと思います。

2点目は、調整手当が廃止されて地域手当となるということで、現状は17年度と同じように、調整手当の8%がそのまま地域手当の8%として継続されるということでありますが、さきの説明の中で19年度以降について明確な説明がありませんでしたが、私は19年度以降も続けていくべきだというふうに思いますが、全く白紙でこれから考えていくものなのか、既に来年以降、例えば引き下げるようなことを考えているのかどうか、これをはっきりさせていただきたいと思います。これは地域でいいますと3%ということでありますので、まともに3%にしますと5%の差がありますから、これはもう職員の皆さんにとって大変な金額になるんです

ね。そのあたりは継続の方向で続けていただく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

それから、3点目に新給料表についてなんですが、1級、2級が統合されて新1級になり、4級、5級が統合されて新3級になるということで、級の低い方が統合されているというふうになっていると思いますが、この新給料表でいわゆる職務給というものが強化されているようにも見えますけれども、先ほどの説明だと、フラットになってきたという説明もありましたけれども、実際どういう影響があるのかということについて、1級から7級まで、現在何名あって、それぞれの級の平均的な、当てはめた場合に上がるのか下がるのか、そのあたりを具体的に説明していただくと、そのあたりも見えてくるんではないかというふうに思いますので、この別表1、2、3で各職務給、各級のそれぞれの職員数と平均金額、全職員の平均の給料は何%変化するのか。そしてまた、最高どの程度、最大でどの程度例えば引き下がるという事例があるのか。そうした場合に、僕は緩和措置なども検討していかなければならないのではないかというふうに思いますが、給料の変化の最低と最高、そのあたりもつかんでみえる、モデルケースなどで計算も当然してみえるだろうと思いますので、わかりやすく説明していただけるでしょうか。

それから、4点目に勤務成績の評価、査定の問題でありますが、ここでは良好が4号給の昇給というふうに書いてありますが、例えば特に優秀が8号であるとか、優秀が6号であるとか、要努力は昇給なしだとか、そういうふうな話も聞いておりますけれども、愛西市の場合は、評価、査定をどのようにしていくのか。いろいろそれぞれの、例えば査定するにしても、良好という人がほとんど良好にして、ごく例外の人だけ優秀だとかどうだとかというふうにするのと、相対評価で、学校の成績じゃありませんけれども、5、4、3、2、1のように、もうパーセントがあらかじめ決まっておって、それで当てはまっていくということになりますと、一つの課でもみんなが一生懸命努力してそう差はないのに、無理無理差をつけなくちゃいけないという事態が起こってくるということもあると思うんですね。そのあたりは本当にそういうことのないようにしていただく必要がありますが、今のところどのようなやり方を行おうとしているのか。また、評価そのものはだれが評価していくのか。この評価というものは、1人の人が評価するというのと集団で評価するのとでも、これは随分違いますので、そのあたりもちょっとわかりやすく説明していただけるでしょうか。

#### 〇総務部長(中野正三君)

まず1点目でございますが、職員への周知でございますが、これは私ども、毎週火曜日に幹部会といいまして、部長以上の会合を持っております。その席でもってこの内容の説明は申し上げ、そしてその議事録をもって各職員に周知をお願いした経緯がございます。

地域手当の件でございますが、19年度以降の取り扱いについてという御質問でございますが、現時点では今の8%をそのまま手当名を変えてお願いをしておるわけですけど、これは私どもとしては18年度はこれでお願いする。19年度以降につきましては、本市の財政状況、それから他市の状況、私どもの給与水準なども勘案してまた検討をしたいという形を思っております。確定するものではございません。よろしくお願いします。

それから、給料表による影響、具体的にということでございますが、今、永井議員の御質問の中で、7級制に今度移行するわけでございますが、7級は部長、6級は次長、5級は課長主幹、4級が課長補佐、3級が係長、2級が主任、1級が係員という形になります。今、私どものすみわけでございますが、これはやった時点が違いますので、その後の退職者などのことがありますので多少数字が異なるかと思いますので、御承知おきいただきたいと思います。行政職給料表でおきますと、7級が14人、6級が19人、5級が50人、4級が55人、3級が143人、2級が138人、1級が112人の531という形になっております。こういう形で移行するわけですけど、仮に……。

## [発言する者あり]

別表……。済みません。単純労務職という表でございますが、1級がすべてでございまして5 4人、医療職は1級がお一人という形でございます。行政職の比較表でございますが、切りかえ に伴う比較でございます。大体30歳くらいまでは上がります。月額としては、ばらばらでござ いますけど、上がります。一番若い方でいきますと 7,200円の伸びでございます。給料で含め て12万 7,915円の伸びという形になります。大体年間収入がプラスに転じるのは、2級の30歳 ぐらいまでの方でございます。ここらが年間2万円ほどの増という形になります。そして、年 間収入が減ってくるのは3級以上、係長職以上のところが上に行くほど年間収入としてはマイ ナスが高くなる。3級、つまり係長クラスで大体25万ぐらいの年収のマイナスになるという形 でございます。課長補佐でいけば、大体中間層で36万円ぐらいでございます。課長職、5級で ございますが、年間40万ほどのマイナスになる。次長は四十二、三万のマイナスになる。部長 職は大体50万前後の年収のマイナスになるという形でございます。これは先ほども申し上げま したように、減給は補償してございます。ただし、昇給はしておきますけど、下がったもので 維持するもんですから、追い越さない限り実質の昇給は出ないという形でございます。今マイ ナスと言いましたけど、このマイナスは実際には発生はしません。給料が現実に減るというこ とはゼロになります。ただ昇給の抑制が、ブレーキがかかるということでございます。そうい う形でございます。概算の平均の影響額という形でございますけど、大体私どもの職員の平 均、これは一般行政職でございますけど、42歳ぐらいでございますが、そこで 4.8%を掛けま すと、年間で28万 3,000円ほどのマイナスになると。実質はマイナスではございませんけど、 計算上のマイナスが出るという形でございます。

そして、もう1点御指摘のあります勤務評定でございますが、勤務評定におきましては、いろんなモデルケース的なことが出ておりまして、過去、旧佐織でもこの勤務評定はやっていた経緯がございます。市長の代までやっておった経緯がございます。それによって、特別昇給、そして昇格等の資料としていた経緯がございます。周りに聞きますと、本人申告、本人の自己評価をもって面接をして、双方の評価を、自己評価と上司評価と照らし合わせたものを評価とするという形もとられておりますし、確かに下から上を評価するという方法もとってみえるところもあるやには聞いております。ただ、現時点では、人事院の方の一貫的なものが出ておりませんので、それを踏まえて、私どもなりの考え方をしておきたいと思っております。

そして、昇給の点の御指摘でございますが、ここの点におきましては、あくまで例えば、 今、永井議員がおっしゃった 1 グループがすべて云々ということが仮にあった場合、それが市 全体に当てはまるかもしれません。しかし、予算の範囲ということがございますので、予算の 設定の範囲の中で、それぞれの中でいくという形が大原則だというふうに感じております。以 上でございます。

# 〇38番(永井千年君)

わかった部分と、まだちょっとわからない部分とありますけれども、要するに今の42歳の4.8%、28万3,000円というのは、これはあくまで単純計算で計算された話でありますけれども、具体的に昇給する人と下がる人、それぞれ今の行政職1の中で言うと、何名が下がり何名が上がるのか。今もう一つ僕が聞いたのは、最も上がる人と最も下がる人の話をちょっとまだ回答していただいていないと思うんですが、その場合に減給補償ということでありますので、今市の課長職周辺で一番頑張ってやっている人たちが、例えば上がらないというような事態、長年にわたってね。下がる金額が大きければ多いほど、そこに追いつくのに時間がかかるわけでありますので、そのあたりはどのように考えてみえるのか、もう少し説明を加えていただけないでしょうか。

それから、勤務評定は事例は挙げましたけれども、良好 4 号以外の上げ方というのは具体的 にどういうふうにされるのか、ちょっと説明がなかったので、説明していただけるでしょう か。

# 〇総務部長(中野正三君)

まず、前後するかもしれませんけど、申しわけございませんが、お願いいたします。給料が上がる下がるということでございますけど、上がる部分の人数でございますが、明確には2級のところでも高位ですね。号給の高いところは下がる方がございますので、明確には申せませんが、2級が 138、1級が 112、 250人、一般行政職の中では半数近くがここの中にお見えでございます。単純労務職の方はほとんど変わりません。お医者さんは多少下がるという形になりますけど、半数弱の方が現在より上がるというふうに予測がされます。一番最高に減という形でよろしゅうございますか。そこですと、やはり部長職の我々の年代だろうと思います。55万ぐらいが年収として、減給補償されるものの、計算上は下がるということでございます。若い方、大体30を過ぎて昇給しても昇給じゃなくてマイナスのところですね。切りかえてマイナスがするというところは大体30を過ぎたところで、現在の2級の上位のところと申し上げましたのは、そこらですと2万円台が年間減っているという形でございます。

勤務評定の件でございますが、確かにここに表を資料としてお示しして経緯がございますが、説明のときにもしましたが、現行の1号給が4号給に分割をされております。ですから、過去15%の範囲の中で2号給を上げることができるという経緯がありましたけど、それが最高8号給まで上げられるよというほぼイコールの点でございます。ただ、ここら辺の人数案分とかいう形、過去においてはそこの級の中で人数を決めて、その範囲の中でしか昇給はやってはいかんよという形が、昇給といいますか、級のあり方ということも管理のあり方もありました

ですね。年々そういう管理のあり方の中で級は運用していくよと。ただ、ここの中で私どもとしては、あくまでわからないような説明不足の部分もありますけど、まだ白紙の状態ということは事実でございます。どんな方法で評価をしていくのかがまだ不透明な部分といいますか、私ども自体、決めかねておる部分があります。ですから、そこの中で予算の範囲内ということでございますので、そこの中で 100%みんなに一律に上げられるわけでも決してないだろうと思いますし、甲乙はつけなきゃならんかというふうに存じております。

# 〇議長 (横井滋一君)

ほかに質疑はありませんか。

# [発言する者なし]

ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。午後は13時45分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後 0 時15分 休憩 午後 1 時45分 再開

# 〇議長 (横井滋一君)

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

## ◎日程第10·議案第9号(質疑)

# 〇議長 (横井滋一君)

日程第10・議案第9号:愛西市社会福祉会館設置条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

#### ◎日程第11・議案第10号(質疑)

#### 〇議長(横井滋一君)

次に、日程第11・議案第10号:愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の 一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

38番・永井千年議員、どうぞ。

#### 〇38番(永井千年君)

貸し出しをやめた後の会議室の利用の問題について、この施設は複合施設でありますので、 今後どのように使っていくのかを説明いただきたいというふうに思います。

また、八輪小学校の学童保育を今後どこでやっていくかというテーマがまだ未解決になっていると思いますけれども、こうした施設の利用も含めて選択肢に入っているのかどうか、御説

明いただきたいと思います。

# 〇市民生活·保健部長 (藤松岳文君)

それでは、八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の関係をお答え申し上げたい と思います。

貸し出しをやめるわけではございません。福祉センター、佐織地区にもございます。それら との整合性を持つために、同じような形態で、福祉関係団体の方にはそのまま今までどおり、 従前どおり使っていただく形となります。また、ハスの子教室とかいきいきクラブがそれぞれ そのほかには使っていくような形で考えておりますので、よろしくお願いします。

それでは、学童保育の件につきましては福祉部長の方から答えますので、よろしくお願いしたいと思います。

## 〇福祉部長(水谷 正君)

それでは、ただいまの件について御答弁させていただきます。

この施設につきましては、視野に入れて考えていきたいと思います。

## 〇38番(永井千年君)

いわゆる一般貸し出しはやめたということではいいですね、これは。福祉団体に限って引き 続き利用できるという限定的な利用の仕方になるんでしょうか。それが1点、ちょっと今よく わからなかったんですが。

それから、今の福祉部長の答弁の学童保育などを含めたそういうことについては視野に入れているという表現は、八開の旧診療所官舎の利用も含めて検討されている経過があると思いますけど、そうした他施設との関係でどのような検討になっているのか、もうちょっとわかりやすく教えていただけるでしょうか。

### 〇助役(山田信行君)

それでは、まずお答えをいたしますが、従来、貸し館としてこの総合福祉センターを御利用いただいておりましたが、貸し出しの規定は条例の中にありましたが、要は使用料の規定などが不備でございまして、この1年間、社会教育団体のようなところへは無料で自主的に御利用いただくという前提で夜間なども開放してきましたが、やはり夜間の管理上なども問題があって、一般の貸し出しはやめるということにいたしました。そのかわり、先ほど保健部長なども申しましたように、福祉団体の総会だとか、そういった会議については従来どおり総合福祉センターとしての機能を持つために、そういったところは御利用を従来どおりいただくと。あと母子通園事業だとか学童保育事業などにつきましても、今、旧八開診療所の官舎の方で準備を始め軌道に乗ったところでは、総合福祉センターの方も多角的に利用しながら運営をしていきたいと、そういう計画で今ございます。以上でございます。

## 〇議長 (横井滋一君)

ほかに質疑はありませんか。

#### 〇3番(錆川三津子君)

今の福祉団体というのは、具体的にどういう団体を言うのか、ちょっと教えてください。

# 〇市民生活·保健部長 (藤松岳文君)

具体的に申し上げますと、老人クラブ関係、身体障害者福祉会、身体障害者保護者会、それから母子寡婦福祉協議会、八開地区遺族会、その他ボランティア団体等を指して言っておるわけでございます。

# 〇議長 (横井滋一君)

ほかによろしいですか。

### [発言する者なし]

ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# ◎日程第12・議案第11号(質疑)

## 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第12・議案第11号:愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正についてを議題と し、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~~ () ~~~~~~

## ◎日程第13・議案第12号(質疑)

# 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第13・議案第12号:愛西市遺児手当支給条例の一部改正についてを議題とし、質 疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

16番・浜本七重議員、どうぞ。

#### 〇16番(浜本七重君)

第3条の2では「次の各号のいずれかに該当するときは、当該遺児については、支給しない」としまして、(5)で「愛知県遺児手当が支給されないとき」とありますけれども、現在、県の遺児手当と市の遺児手当はそれぞれ月に幾ら支給されているでしょうか。また、所得制限などはありますか。そして、児童の対象受給者は何人で、おおよそ金額にしてどのぐらいになるでしょうか、わかれば教えてください。そして、何歳まで遺児手当は支給されますか。また、県の遺児手当が支給されなくなるという状況は近いうちに起こるのでしょうか。そして、県に続き市も支給しないとなると経済的に大変苦しくなりますけれども、遺児手当にかわるものはありますか。以上、質問します。

#### 〇福祉部長(水谷 正君)

それでは、御質問に対して御答弁させていただきます。

この関係につきましては、第3条の2では、月に県は4,500円、また市は2,500円ということでございます。そして、年齢は18歳までということでございます。今回の改正につきまして

は、母子家庭等に対して、就業支援を中心とした自立支援施策へ転換する目的ということで、 児童扶養手当や愛知県の遺児手当等が改正されたことに伴い、県の制度に合わせて支給するようお願いをしておるものでございます。市といたしましても、総合的な母子家庭対策を推進し、就業支援などを行い、自立を図れるよう事業を実施していきます。また、母子家庭の自立支援対策といたしましては、母子自立支援員の設置、これは18年4月から嘱託1名を配置するということで、これは自立に関する総合的な相談や支援の実施、また自立支援教育訓練給付金の支給ということで、就業のために職業訓練を受けたり通学する母子家庭の母に給付金を支給させていただくということでございます。それから、高等職業訓練促進給付金の支給ということで、看護師とか保育士等の資格取得修業期間の3分の1の助成というのもございます。そして、日常生活支援事業実施ということで、一時的に日常生活に支障がある場合、家庭支援員を派遣して日常生活の支援をしていくということでございます。

## 〇16番(浜本七重君)

遺児手当については所得制限はあるでしょうか。これをもう一度お願いしたいと思いますけれども。

# 〇福祉部長 (水谷 正君)

所得制限についてはございます。

# 〇16番(浜本七重君)

済みません。ちょっとまとめて言います。所得制限はあるということですね。それから、も し支給されなくなる状況というのは近いうちに起こるんでしょうか。

# 〇福祉部長 (水谷 正君)

この手当の改正でございますが、支給期間及び金額ということで、受給開始から 3 年目は 1 人 4,500 円、 4 年目から 5 年目は半額の 2,250 円、 6 年目以降はゼロ円ということでございます。

#### 〇16番(浜本七重君)

答弁がちょっと食い違っているみたいですけれども、かわるものとして国の児童扶養手当などがあるという説明を受けました。それで、先ほど所得制限は遺児手当にもあるということですけれども、国の児童扶養手当にも所得制限がありまして、数年前に随分厳しい所得制限がしかれました。そういうことでは、遺児を育てている人は随分大変な思いをしておりますので、国がやめたら、せめて市だけでもという考えはないでしょうか、伺います。

### 〇議長 (横井滋一君)

浜本議員、もうほかによろしいですか。

### 〇16番(浜本七重君)

はい。

## 〇福祉部長(水谷 正君)

これにつきましては、状況といいますか、国の制度にのっとってやっておるわけでございまして、そういったことで御理解を賜りたいと思います。

# 〇議長 (横井滋一君)

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。



## ◎日程第14・議案第13号(質疑)

## 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第14・議案第13号:愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の設置及び管理 に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

46番・宮本和子議員、どうぞ。

## 〇46番(宮本和子君)

議案13号について質問をいたします。

佐屋老人福祉センターの在宅介護支援センターを廃止して、配置されていた職員はどうなるのか。また、佐屋地区の在宅介護支援センターはどうなるのか、お聞かせください。

# 〇福祉部長(水谷 正君)

御質問に御答弁させていただきます。

この佐屋の在宅介護支援センターにつきましては、介護保険制度の改正に伴いまして地域包括支援センターへ格上げ、機能強化ということで、佐織庁舎に設置いたします。これに伴いまして、市直営の佐屋在宅介護支援センターの業務につきましては、愛西市の社会福祉協議会に委託をさせていただきます。なお、老人福祉センターから在宅介護支援センターが移転しますが、看護師さんが配置されておりますので、簡単な相談事業につきましてはセンターでも可能と考えますが、困難な事例につきましては地域包括支援センターへ連絡するという体制で対応をさせていただきます。

### 〇46番(宮本和子君)

この佐屋の老人福祉センターは毎日 500人前後の高齢者が利用していまして、センターを利用している人にとっても、また永和地区の住民にとっても、近くで介護の相談も気軽にできたわけですが、そういった点では、在宅介護支援センターが佐屋の社会福祉協議会で行われるようになりますと、やはり遠くなりますし、今までのように気楽に介護保険についての相談もできませんので、そういう点では今までのような対応をぜひしていただきたいと思いますが、先ほども看護師が配置されているからいいとおっしゃいますが、やはり現実的には介護の専門家が今までいたわけですから、そういう対応がその中でできるのかどうか、ちょっとその点をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

## 〇福祉部長(水谷 正君)

それでは、御答弁させていただきます。

先ほどの御質問に対しては、相手方である社会福祉協議会とよく内容を調整といいますか、

協議させていただき、できる限り皆様の御相談とかそういったことに対応できるようにさせて いただきたいと考えております。

# 〇議長 (横井滋一君)

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~~ () ~~~~~~

# ◎日程第15·議案第14号(質疑)

# 〇議長(横井滋一君)

次に、日程第15・議案第14号:愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正についてを議題 とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

16番・浜本七重議員、どうぞ。

## 〇16番(浜本七重君)

議案第14号:愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について、対象者全員の通知はいつごろになりますでしょうか。そして、市独自の2分の1助成は続けていくということでしたけれども、助成を受けている人は何人くらいいますか。それから、5%から10%に自己負担のふえる人は何人ぐらいか、伺います。

## 〇市民生活·保健部長 (藤松岳文君)

お答えをさせていただきます。

広報につきましては、3月中旬ごろを予定いたしております。また、対象者は 110人ほどを 見込んでおります。もう1点ありましたね。済みません、ちょっと聞き漏らしたので、もう一 度お願いできますか。

#### 〇16番(浜本七重君)

今助成を受けている人は何人くらいか。また、5%から10%に自己負担のふえる人は何人ぐらいか、把握してみえますでしょうか。わかれば教えてください。

#### 〇市民生活・保健部長 (藤松岳文君)

先ほど申し上げました対象者、現段階では 110人ぐらいということで同じ数字になりますので、よろしいでしょうか。

### 〇16番(浜本七重君)

制度が変わって1割負担になる。こういうことによりまして、愛西市でも平成18年度 500万円の補助がふえます。そして、先ほどの 110人ぐらいの方が倍の負担になりますけれども、精神障害者の方は薬が高い、そして、たくさん薬を飲まなければならないということで、大変厳しい経済状況の中で過ごしていかなければなりません。拡充をさらにしていくことを求めまして、質問といたします。

## 〇議長 (横井滋一君)

ほかに質疑はありませんか。

# [発言する者なし]

ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。



# ◎日程第16・議案第15号(質疑)

## 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第16・議案第15号:愛西市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

46番・宮本和子議員、どうぞ。

## 〇46番(宮本和子君)

第15号について質問をいたします。

愛西市の福祉作業所が佐屋、立田、八開、佐織地区の4ヵ所ありますが、今回どこの作業所 をどこに指定管理を行う予定ですか。また、指定管理を行わない作業所は今後も市の直営とし て運営・管理されるのですか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

# 〇福祉部長(水谷 正君)

それでは、議案第15号の御答弁をさせていただきます。

この改正につきましては、制度の導入に伴い改正するものでございまして、現在の運営形態 を変更するものではございません。

# 〇46番(宮本和子君)

どこの作業所をどこで指定管理を行う予定か聞いているので、どこかちゃんと答えてください。

## 〇議長 (横井滋一君)

答弁漏れです。

### 〇福祉部長(水谷 正君)

佐織福祉作業所、また立田福祉作業所につきましては、ともに愛西市社会福祉協議会に現在 委託をしておるということでございます。

### 〇46番(宮本和子君)

そうしますと、あと残された佐屋と八開は市の直営で行うというふうでよろしいでしょうかね。それで、佐屋の作業所のことですけれども、昭和56年にみつや作業所として誕生しまして25年がたとうとしております。そして、今現在あるのぞみ作業所は、平成2年に開設し、町営の小規模接産所として、専門職員を含め4名職員を配置して、佐屋地区の障害者の皆さんの通所施設として15年がたちました。7年前から地域の皆さんと一緒に取り組んで、毎年オープンスペース、イベントを行い、地域に開かれ、地域に根差した活動を行っております。この地域では25年になる歴史のある作業所ですが、市として今後のぞみ作業所については指定管理者制にしていくのか、このままの直営で運営していくのか、見解をお聞かせください。

# 〇福祉部長(水谷 正君)

この御質問に対しては、現在は直営でやっておりますが、将来につきましては、今ここで御答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

# 〇46番(宮本和子君)

将来にわたってはわからないというお話だと思うんですが、今も申し上げましたように、やはり佐屋の作業所も歴史があり、そして今まで地域に根差しているという点では、愛西市としても、職員を含めて地域のリーダー的な役割を果たしていける施設だと思いますので、やはり今後はそういうことで、愛西市全体の作業所のレベルアップにもなると思いますので、そういう点でぜひこのまま直営でやっていただくように要望いたします。

# 〇議長 (横井滋一君)

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# ◎日程第17・議案第16号(質疑)

## 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第17・議案第16号:愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、質疑を 行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

46番・宮本和子議員、どうぞ。

#### 〇46番(宮本和子君)

介護保険条例について質問を行います。

平成17年度は地域によって介護保険料が違いますが、基準額で値上げされますと、地域ごとに何倍の値上げとなるのか、お聞かせください。また、それらに関する激変緩和策はどのようになっていますか、お尋ねします。第1段階と第2段階が同じ金額になっていますが、その理由をお聞かせください。

#### 〇福祉部長(水谷 正君)

それでは、ただいまの質問に対し御答弁させていただきます。

今回、介護保険条例の一部改正ということでお願いしておるわけでございます。今回の改正では、旧の地区によっては基準額 1,800円から 3,850円と 2.1倍の保険料になるところがあり、地区により激変緩和措置をとれないかとのことでございますが、17年度の保険料で高い地区と低い地区とでは 1,375円の差がございます。低い保険料で同じ介護サービスを利用できた点でも御理解を賜り、第3期の介護保険事業計画に基づき、新市として保険料を統一させていただきます。

それから、続きまして第1段階、第2段階の保険料が同じなのはということでございます。 旧の第2段階を新第2段階、新第3段階とし、保険料2段階は低所得者に配慮、負担を軽減す るため、また保険料は第1段階と同じ金額で設定をしております。

## 〇46番(宮本和子君)

実際には第1段階と第2段階が同じ金額ということで、低所得者の軽減のために配慮されているということは評価できるとは思いますが、しかし、先日も税政改正に伴う影響について、高齢者は4段階で500人、そして5段階で2,556人、合計3,056人ということでした。そういう点では、激変緩和措置については国の施策として行われますが、この激変緩和についてはどのくらいの補助率になるのでしょうか。

もう1点ですが、激変緩和措置も平成18年と19年の2年間だけですので、やはりそういう点では、払いたくても払えない高齢者や、また滞納者が出てくるのではないかと思います。どのように対応されるのか。私は、市独自の減免制度を行うべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

## 〇福祉部長(水谷 正君)

御質問に対してお答えさせていただきます。

激変緩和でどのようにということでございますが、滞納者もふえるのではないかということ でございますが、国の制度にのっとりまして今回改正させていただくということで、御理解を 賜りたいということでございます。

# 〇46番(宮本和子君)

実際には減免制度は愛知県でも24市町村が行っておりますし、そういう点では、国のいろんな規制のある中で、やはり市として低所得者の負担が重い保険料だということで、それぞれの自治体で考えてやっておられるんですが、やはりそういうことでは、本当に滞納者がふえたり、かえって他の保険者に対しての負担がふえると思いますので、そういう点では今後ぜひ真剣に市独自の減免制度をぜひ考えていただきたいと思いますが、再度お願いいたします。

#### 〇福祉部長(水谷 正君)

お答えさせていただきます。

先ほど御答弁させていただきましたように、この制度改正ということでございます。そういった先ほどの宮本議員の意見を十分に賜りまして、3期の介護計画をつくり、それに基づいて介護の事業を進めてまいりたいと考えております。

## 〇議長 (横井滋一君)

次に、38番・永井千年議員、どうぞ。

### 〇38番(永井千年君)

3月2日に介護保険の第3次事業計画について最終審議が行われたというふうに聞いておりますけれども、第3次事業計画でサービスの種類ごとの見込み料をどのように定めたのか。この定め方によって、すごく保険料にはね返ってくるということでありますので、ちょっと具体的に御説明いただけるでしょうか。特にことしの4月から始まる新しいサービス給付をどのように見込んでいるのかも説明ください。その上で、1号被保険者の新保険料を算定された計算根拠を御説明いただきたいと思います。18%から19%で、負担率というのは1%しか変わって

いないんですけれども、後から出てきます介護保険会計の保険料収入だけ見ますと、前年比 41.6% 伸びておりますので、これはどのように理解したらいいのか。それと、新保険料は結局 平均何%の引き上げとなったのか、御説明をいただきたいと思います。

## 〇福祉部長(水谷 正君)

御質問に対してお答えさせていただきます。

どういったサービスをどのようにさきの介護事業計画策定委員会で決めたかということでございますが、予防効果の実施の効果を加味して、最終的な介護保険給付の人数を集計し、過去のサービスごとの給付実績及び今後の施設整備の状況見込みを勘案して、サービスとかそういったことを決めさせていただいたということでございます。保険料につきましては、平均で1.3倍ということでございます。

## 〇38番(永井千年君)

あまりわかりやすくありませんでしたので、もう一度ちょっと聞きますけれども、要するに過去の実績、給付を受けている1人当たりどれだけサービスを受けているのか。その1人当たりの数字が、今までは1人当たりこれだけだったけど、今度はこれだけ見込むと。それに対して、サービスを受ける人の人数はどれだけふえるかだとか、それから新しい予防給付などでどれだけふえるかだとか、そういうことをわかりやすく説明してほしいということで先ほど聞いたんですけど、もう一度ちょっと答弁をし直していただけるでしょうか。それから、それらの結果として、先ほど私聞きましたのは、介護保険関係の保険料が前年比41.6%になっておりますので、それとの関係も結びつけて説明していただくとよくわかるんじゃないかと思いますので、御説明ください。

### 〇福祉部長(水谷 正君)

申しわけございません。細かいことにつきましては、高齢福祉課長から御説明させていただきます。よろしくお願いします。

#### 〇高齢福祉課長(石黒貞明君)

保険料の推計につきましては、要支援、要介護1はこの5年間で 1.7倍になっております。その要介護等の伸び率等も考慮させていただいております。また、認定率につきましては毎年1ポイントずつ増加するということで、8人に1人が要介護認定を受けておるというような格好でございます。また、在宅サービスについては、利用者の7割が在宅サービス、施設サービスにつきましては3割が利用されているということでございます。第2期の計画時におきましては、5年間で在宅が1.9倍、施設につきましては1.5倍に増加しております。それに伴いまして、主な第2期の計画値より実績で大きく伸びたものにつきましては、短期入所、ショートステイ、これが131%、認知症対応型の共同生活介護113%、介護老人福祉施設、特養でございますけれども、これにつきましては107%ということで、大きく計画値を上回っておるのが現状でございます。こういった点から今後の3年間の推移を計算させていただきまして、第1号の被保険者の保険料を決めさせていただいておるわけでございますけれども、平成18年度につきましては、保険者、第1号保険者でございますが、1万3,399人を見込んでおります。19

年度につきましては  $1 \, \mathrm{T} \, 3$ ,  $946 \, \mathrm{A}$ 、 20年度につきましては  $1 \, \mathrm{T} \, 4$ ,  $500 \, \mathrm{A}$  ということで、 3 年間で合計  $4 \, \mathrm{T} \, 1$ ,  $845 \, \mathrm{A}$  と推定しております。それで、これからの介護認定率でございますけれども、平成 18 年度につきましては 1,  $1884 \, \mathrm{A}$  ということで、認定率につきましては 18,  $1884 \, \mathrm{A}$  ということで、認定率につきましては 18,  $1884 \, \mathrm{A}$  ということで 18 年度につきましては 18,  $1884 \, \mathrm{A}$  ということで 18 年度につきましては 18,  $1884 \, \mathrm{A}$  ということで 18 年度につきましては 18 年間の合計で86億 18 7,000万円ということで推計させていただいております。また、新規の事業でございますけれども、地域包括支援センターの立ち上げに伴いまして地域支援事業を開始させていただきますけれども、この事業費につきましては、保険給付額に対する割合が決まっておりまして、平成 18 年度には保険給付額の 18 名、18 年度につきましては 18 名、18 名、18 年度には保険給付額の 18 名、18 年度につきましては 18 名、18 年度には保険給付額の 18 名、18 年度につきましては 18 名、18 年度には保険給付額の 18 名、18 年度につきましては 18 年度につきまし

## 〇38番(永井千年君)

私がお尋ねしたいのは、この積算が実際過去の実績から推計してこのぐらいになるだろうというものに、どれぐらい余力、今の人数というのは幅を持たせて推計しているのか。それは市町村の考え方によって違うだろうと思うんですね。愛西市の場合は、単純計算で積算していった数字と、今回の保険料の基礎になっている数字との関係というのは違いはあるのかどうか。そのままストレートに計算して出てきた数字なのかどうか。もしこれで実際に18年度進行していって、実際のサービス額が予想を下回ってきたという場合については、19年以降の保険料の引き下げなども含めてちゃんと視野に入れてみえるかどうか、お尋ねしたいと思います。

#### 〇福祉部長(水谷 正君)

御答弁につきましては、高齢福祉課長の方から御説明させていただきます。よろしくお願い します。

#### 〇高齢福祉課長(石黒貞明君)

保険料の推定につきましては、国が示しておりますワークシートに当てはめまして最終的に させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

# 〇議長 (横井滋一君)

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~~ () ~~~~~~

## ◎日程第18・議案第17号(質疑)

## 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第18・議案第17号:愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。



## ◎日程第19・議案第18号(質疑)

# 〇議長(横井滋一君)

次に、日程第19・議案第18号:愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

44番・加藤敏彦議員、どうぞ。

## 〇44番(加藤敏彦君)

農業集落排水処理施設についても管理者委託の制度を導入していくということですが、先ほどもコミュニティセンターの質疑もありましたが、これによって、現在委託している団体等にどのような負担がかかってくるのか、かからないのか。現在とどのように変わっていくのか。それから、コミュニティプラントについては対応は同じように行われるのかどうか。この2点について確認をさせていただきたいと思います。

## 〇上下水道部長(若山冨士夫君)

指定管理者を導入することによってどのように変わるかというお尋ねでございますが、集落 排水につきまして、何ら大きく変わるものではございません。それから、コミプラの方はどう かと、こういうことでございますが、コミプラについても、今同様、何ら大きく変わる予定は 推測はされません。以上でございます。

## 〇議長 (横井滋一君)

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

### ◎日程第20・議案第19号(質疑)

## 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第20・議案第19号:愛西市戦傷病者医療費支給条例の廃止についてを議題とし、 質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# ◎日程第21・議案第20号(質疑)

## 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第21・議案第20号:愛西市勝幡児童館及び草平児童館の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

46番・宮本和子議員、どうぞ。

## 〇46番(宮本和子君)

第20号の質問を行います。

任意指定の理由として、業務遂行のノーハウを蓄積していると認められているということですが、具体的にはどのようなノーハウを蓄積しているとお考えですか、具体的にお聞かせ願いたいと思います。

# 〇福祉部長 (水谷 正君)

御質問に対して御答弁させていただきます。

具体的なノーハウといいますか、今までお願いしておりまして、いろんな児童館で行っておる事業とか行事、中身、そういったことを考慮といいますか、そういったことにたけておるというのか、そういったノーハウがあるということを思っております。

## 〇46番(宮本和子君)

具体的ではないんですけれども、先日、勝幡児童館に行きお話を伺いましたが、私は、佐屋の児童館との違いについては、やはり正職員が2名きちっと配置されているかどうかということは感じました。勝幡も草平の児童館も、経費削減のために嘱託職員で施設管理の責任者として雇用されております。施設管理責任者が6時間勤務の対応では、やっぱり施設を責任持って管理できないと考えますが、その点どのようにお考えですか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

## 〇福祉部長(水谷 正君)

御質問に対して御答弁させていただきます。

この両館の児童館につきましては、佐織町時代の開館当初から社会福祉協議会の方に管理運営を委託しておりまして、そこの中の職員といいますか、館長、職員は社会福祉協議会が雇っておるといいますか、社会福祉協議会に勤務してみえるというか、契約されてお勤めしてみえるということで、これまでそういった事業について十分な実績があると思っております。

## 〇46番(宮本和子君)

今、嘱託で6時間という勤務体系で施設の責任者をやっておられるんですよ。そこに問題があるんですよね。やはり佐屋では正職員の方が2名、交代でやってみえますし、どなたかが1人きちっとした正職の方がそういう形で見えますので、6時間という勤務では十分な責任管理をすることが難しいというお話もその場で言われていたわけですから、やはり今後はどこが管理しようと、指定管理になろうと、やっぱり児童館は子供たちを責任を持って預かるということが大切なんですよね。正職員をきちっと配置すれば、親にとっても、何か事故があったときにも責任者がすぐに対応できるという体制になるわけですから、そういう点では、佐屋地区の

児童館が行っているように、やはり職員の配置をきちっと指導して、正職員を2名配置するべきだと考えますが、その点は今後検討していただける余地はないでしょうか。

# 〇福祉部長(水谷 正君)

現在、社会福祉協議会の方で管理運営をやっていただいておるということでございます。今のお話も、相手方であります社会福祉協議会の方にお話はさせていただくということでございます。

## 〇議長 (横井滋一君)

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# ◎日程第22・議案第21号(質疑)

## 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第22・議案第21号:愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数 の減少及び規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# ◎日程第23・議案第25号(質疑)

## 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第23・議案第25号:海部地区休日診療所組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~~ () ~~~~~~~

### ◎日程第24・議案第26号(質疑)

## 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第24・議案第26号:海部地区広域行政圏協議会を設ける地方公共団体の数の減少 及び海部地区広域行政圏協議会規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# ◎日程第25・議案第27号(質疑)

# 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第25・議案第27号:海部地方教育事務協議会を設置する市町村の数の減少及び海 部地方教育事務協議会規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。



## ◎日程第26・議案第28号(質疑)

## 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第26・議案第28号:平成17年度愛西市一般会計補正予算(第6号)についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

38番・永井千年議員、どうぞ。

## 〇38番(永井千年君)

この一般会計の補正予算については、皆さん御存じのように、旧町村で積算したものを合計して予算編成したということで、17年度予算というのは積算に非常にばらつきがあったと。それは単価においても人数においてもあって、職員の皆さんの中には、そういうことに対する不満の声なども聞こえてきたりしていましたけれども、この不用額は当初予算を基準にしていきますと幾ら生じる予測なのか、まず年度末の予測をちょっと行っていただきたいというふうに思います。

それからもう一つは、これは助役さんの方から以前説明がありました佐屋地区の総代会の定額旅費の問題ですね。これは黒田議員の方からも、やはり補正予算を組むべきだというお話がありましたけれども、そのときには補正は組まないということで何か頑張られたというふうに思いますが、今回、補正予算として計上されたのは考え方の上でどのように変わったのか、説明をいただきたいというふうに思います。私は、たとえ入札残があったとしても、款内流用というのはできるだけ避けて、減額補正と増額補正をきちんと行って、補正予算として議会へ出していくというのが原則だろうというふうに思いますが、そのように思われないかどうか。以前の御説明では、そのあたりがよく理解できなかったもんですから、改めて補正予算編成上の原則的な考え方についてちょっと説明いただきたいと思います。

### 〇企画部長(石原 光君)

まず、前段の17年度の歳計剰余金の見込みは幾らかという御質問に対してお答えを申し上げます。まだ3月31日、年度末決算を迎えておりませんので、各課から一応決算見込みを報告させた数字で見込みという形で御了解をいただきたいと思います。一応現時点では7億円程度と見込んでおります。よろしくお願いいたします。

### 〇助役(山田信行君)

総代の定額旅費の関係につきまして御指摘をいただいたわけでございますが、当初はやはり1

2月議会で申し上げましたように、委託料の一部として執行しても特に問題はなかろうかと考えておりましたが、議会での御指摘などもいただきまして、やはりこれは支出目的に合った適正な予算措置をするべきでないだろうかというふうに考えを変えまして、今回、委託料から旅費の方へ組み替えをさせていただいたわけでございます。いずれにいたしましても、補正予算の編成方針というのは、総計予算主義ということで、流用、予備充用、そういったことも含めまして、適宜行うことなく、やはり補正予算の機会を通じてきちんと予算措置すべきだと、そういう考え方を持ちましたので、今回の措置をさせていただきました。

# 〇議長(横井滋一君)

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# ◎日程第27·議案第29号(質疑)

# 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第27・議案第29号:平成17年度愛西市土地取得特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~~ () ~~~~~~

# ◎日程第28・議案第30号(質疑)

# 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第28・議案第30号:平成17年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# ◎日程第29·議案第31号(質疑)

### 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第29・議案第31号:平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~~

# ◎日程第30・議案第32号(質疑)

# 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第30・議案第32号:平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# ◎日程第31·議案第33号(質疑)

# 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第31・議案第33号:平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩といたします。2時50分から再開いたします。

午後2時35分 休憩午後2時50分 再開

# 〇議長 (横井滋一君)

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

### ◎日程第32・議案第34号(質疑)

## 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第32・議案第34号:平成18年度愛西市一般会計予算についてを議題とし、質疑を 行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

25番・中島義雄議員、どうぞ。

### 〇25番(中島義雄君)

第30号の18年度愛西市一般会計の企画費の関係のホタルの育成と敬老会のことについて、質問いたします。

企画の関係ですけど、これについては、ホタル育成環境整備事業という格好で、予算的には 690万上がっておりますが、これをやるについては、いろいろ皆さんからも出ておりますが、愛 西市でも本当に自生しておるところでなくて、人工的にやられることでは非常に問題があるん じゃないかなというふうに思うんですけど、その辺はどのようにこうした企画について決められたのか、まずお尋ねいたします。

# 〇企画部長(石原 光君)

それでは、御質問いただきましたホタルの育成環境整備工事の関係につきまして、お答えを 申し上げます。

このホタルの育成環境整備事業の関係につきましては、さきの勉強会の折にも、私ども企画 課長より経緯について御説明を申し上げたところでございます。それで、このホタルの育成の 関係につきましては、旧佐屋町時代から、約7年間にわたりまして育成の事業が、グリーンライトという団体に基づいて事業が展開されてきたわけでございます。このホタルの育成団体でありますグリーンライトにつきましては、平成12年に私有地を借りられて、いわゆるホタルワールドといいますか、そういったワールドづくりに着工され、幼虫の放流実験もスタートされたという経緯がございます。それで、旧町におきましては、平成13年度より、歴史的・自然的文化遺産とも言えるヘイケボタルの保護・増殖を助成する目的で、この活動団体、グリーンライトに対して助成金の交付も行われてきたという経緯もございます。その後、平成14年において、このホタルワールドは閉鎖をされたわけでございますが、翌15年1月からは佐屋西小学校敷地内の飼育小屋、これはコンテナがあるわけでございますが、そのコンテナにおいてホタルの飼育が開始をされております。一方で親水公園、今、新しい親水公園ができておりますけれども、この親水公園の北側にちょっとした公園があるわけですけれども、そこの場所を保護・増殖場所として位置づけて、ホタルの放流、そして自生に努力をされてきたと、こういったような経緯があるわけでございます。

それで、旧町時代から選定場所についていろいろ検討されてきた経緯がございます。このホ タルの保護・増殖の場所の候補地につきましては、実は合併前におきましても、佐屋小学校体 育館の北側の空き地の一角を利用して、そういったホタルの池を整備する、絵といいますか、 そういったものもかかれておりまして、また、それに伴う工事の設計見積もりまでとられてお ったというのが実情でございます。しかし、そういった準備がされておったのは事実でござい ましたが、その場所というのが住宅地に近い等々の問題がございまして、断念されたと。それ で、市といたしましても、愛西市のホタルという広い見地から、何とか引き続きこのホタルの 育成というものを継続できないかなあというような状況から、昨年、調査費というものを予算 に計上していただいておる経過から、候補地を求めて検討を重ねてきたというのが現状でござ います。それで、一番の今回予算として提案申し上げた決め手といいますのが、やはり先ほど から申し上げておりますホタルの育成というものは、他の自治体を聞いてみましても非常に難 しいと、大変な苦労がかかるというような状況も聞いております。幸いにもホタルの保護団体 でありますグリーンライトというのが育ててくれたといいますか、そういった言い方は適切で ないかもわかりませんけれども、それだけのノーハウを持った団体でもあるというような状況 から、愛西市におきましても、引き続いて歴史的・自然的文化遺産とも言えるヘイケボタルの 保護・増殖を図るという一つの観点から、今回このような多額な予算にはなっておりますけれ ども、ただいま申し上げました経緯から、ホタルの育成整備事業ということで予算化をさせて いただきまして御提案申し上げたという経緯でございます。よろしくお願い申し上げます。

## 〇25番(中島義雄君)

ホタルの育成そのものについては私も大賛成ですけど、やはり問題は、愛西市全体で調査されて、佐屋でもそういうふうに努力されているのはわかりますが、やはり愛西市でも各地にそういうホタルが、ゲンジボタルなんかでもありますし、もう少し多面的なそういう方向を見つけながらやっていただくというのが一番かと私は思いますし、やっぱり調査がまだ不十分でなかったかなあと、そんなふうに思いますし、今いろんな中で多額な予算が今度予算化されておりますが、やはりそうした関係者や地域の方たちのいろんな協力を得ながら、本当にホタルを育成していくなら、水や場所、こうしたものでもしっかりやって、本当に末永くそうした地域がホタル育成にあって将来的には住民の皆さんが楽しめるような、そういうものにしていくということを前提にやっていくということでいえば、私はこの予算についても、執行する段階までには十分関係者と協議してやっていただきたいと思いますけど、その辺はいかがでしょう。

## 〇企画部長(石原 光君)

ありがとうございます。中島議員おっしゃられるとおり、勉強会を含めて、先ほどの議員の 御意見、また、これに関連していろんな御意見、御指摘をちょうだいしております。当然、事 業の執行の段階につきましては、十分皆さんの御意見等をお聞きした上で対処してまいりたい というふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

# 〇25番(中島義雄君)

では、よろしくお願いします。

あと、敬老会等について、今回、佐屋地区と立田地区合同で、佐織と八開で合同ということですけど、これをやろうとされました内容等については、先ほども予算の中でも、敬老会の方はそうやって合同にしたために予算が減っているというふうに思いますけど、私は予算を減らすところがちょっと違うんでないかなというふうに思いますし、敬老会でも、佐屋では昨年まで尾張温泉で皆さん楽しんでやってみえたんですけど、それがこういうふうに変更されるということでは、そうした関係者の方たちの御理解やお話がされたのかどうか、その辺まずお尋ねいたします。

### 〇福祉部長(水谷 正君)

中島議員の質問にお答えさせていただきます。

この敬老会でございますが、合併の調整項目のときには、17年度は現在のまま同じようなことを行うということでございました。そして、18年度につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおり、佐屋・立田、佐織・八開地区ということの2ヵ所で開催を考えて、そのように予算も計上させていただいておるというのが現状でございます。

#### 〇25番(中島義雄君)

説明されたかどうか、その辺もお尋ねしておるんですけど。

#### 〇助役(山田信行君)

そういった関係を地域へ説明してきたかというような御質問でございますけれども、これは かつて総代会というか、駐在員会の場でも御説明をして御了承をいただいているものと私ども は思っております。

## 〇25番(中島義雄君)

私はどちらかというと、関係者は、老人クラブだとか、もう少し本当に利用する方から十分意見も聞いてということをやっていただきたいし、やはりそういうことが欠けていたんじゃないかなと思いますけど。それと、やっぱり今度、佐屋地区・立田で合同は、どこの会場でどういうふうにやられるのか。また、佐屋については、先日の予算説明会でもバスの送り迎えはしないと、それぞれ来てもらうということも言われましたけど、これはちょっと、例えば高齢者の方が来るにしても、安全対策上は、どうしてもそうした送迎バスも含めて私は検討していただくということがあれですけど、その辺のところの考え方についてお伺いいたします。

# 〇福祉部長(水谷 正君)

バスの関係につきましては、両地区、2ヵ所の会場につきましては公民館を現在考えております。そして、バスは予算は6台分計上させていただいておりますが、市有バスの使用も含め、立田と八開の両庁舎及び市江とか永和の出張所にも配車をさせていただき、会場までの送迎をさせていただくという考えでおります。

## 〇25番(中島義雄君)

今、市江とか永和もということで、それは私はぜひお願いしたいし、例えば公民館でやられるということになると、人数的に何歳からやられるにしても、私、公民館ではちょっと無理でないかなと思うんですね、敬老会をやる人数の会場にしては。だから、その辺がどうも公民館でやると言われるんですけど、いっぱいで入れないような状況、公民館は 600人ですね。敬老に来る人はそれの倍以上見えるんですけど、その辺のところの考えも含めて、私はもう少し敬老会をやる内容や、佐屋の尾張温泉でやった内容等もひとつ入れながら検討していただきたいことを要望して、質問を終わります。

#### 〇議長(横井滋一君)

次に、16番・浜本七重議員、どうぞ。

### 〇16番(浜本七重君)

私はページ77、2款総務費、7項防災費、1目防災対策総務費、18節の備品購入費で伺います。

この備品には、簡易収納物置70基を立田、八開、佐織を中心に希望のある組織にという説明でありました。佐屋が既に設置されているような話をお聞きしましたが、この収納物置の大きさはどのぐらいでしょうか。それから、希望のあるところにということで、申請方法などについて伺います。

それから、関連しまして、私の住んでいる草平県営団地には最上階の5階の物置が倉庫として使える条件がありますけれども、県の承諾がなければ使えないものですから、約300世帯が生活し、周りも住宅が密集している。そして、高層建築で水害はもとより震度6に耐えられる耐震設計がされていると聞いておりますけれども、愛西市から防災倉庫として使えるよう県に働きかけていただけないか、伺います。

## 〇総務部長(中野正三君)

それでは、申請でございますが、申請につきましては、新年度の総代駐在員会の席でそれぞれの御要望を取りまとめさせていただく予定をしてございます。大きさでございますが、奥行きは90センチ、幅1メートル80センチ、高さ1メートル80センチの既製品の物置でございます。

最後に申されました件でございますが、草平団地より私どもにお申し出がございますれば、 私どもから出向いて現地を見させていただき、ともに地域の代表者の方とともに県の住宅管理 公社の方へお願いをしたいということは考えております。よろしくお願いします。

## 〇16番(浜本七重君)

最後の総務部長のお話、大変助かります。実は倉庫を今度設置するということなんですけれども、その倉庫についても設置するには県の許可が必要ですので、ぜひとも自治会長、駐在員ですけれども、と一緒になって承諾を得るようお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

## 〇議長 (横井滋一君)

次に、44番・加藤敏彦議員、どうぞ。

## 〇44番(加藤敏彦君)

議案34号につきましては2点お尋ねをいたします。

1点は、93ページの非核平和啓発事業費でありますが、昨年、愛西市の非核平和都市宣言が 行われまして、平和事業の推進に力を入れていかなければいけないという状況があると思いま すが、予算的には減額されているというふうに思いますが、この平和事業の推進についての考 え、新年度も大丈夫でしょうか。

それからもう1点は、173ページに勝幡駅周辺土地購入費が計上されております。この間の事業計画の説明の中では、平成18年度、19年度で土地購入をし、それから工事に入っていきたいという説明でありますが、予算的に購入ができるのか。18年度どこまで進めるのか。また、地元の交渉にはいつからどのように入っていくのか。さらに、地元で強い要望であります駅西の踏切の改善、歩道の設置もこの事業の中できちっと対象となっているのか、この3点について確認をさせていただきたいと思います。

### 〇福祉部長(水谷 正君)

それでは、加藤議員の御質問に御答弁させていただきます。

この非核平和啓発事業でございますが、平成17年度は需用費で支払っておりました献花代を 平成18年度では補助金の中で支払うことにより、需用費が1万7,000円で、1万3,000円減額 ということでございます。これに伴い、補助金の実績に献花代を含めた額で補助金を算定する と158万7,000円、これは9,000円の増額となり、合計で4,000円の減額になりますが、平成17年度と同様の事業展開が図られると考えております。

### 〇経済建設部長 (篠田義房君)

それでは、私の方は勝幡周辺土地購入費の関係でお答えをさせていただきます。

平成17年度において用地測量を実施させていただきました。18年度は建物の物件調査を実施いたしまして、秋ごろ、10月か11月初旬、入っていく予定をいたしております。用地の取得につきましては、地権者の方々の御協力が得られれば、平成18年、19年、20年度の3年ぐらいになるんではないかなあという思いをいたしております。補助対象分については、海部津島土地開発公社で取得をいたしまして、補助金を受けて買い戻す、そういった方法をとらせていただきたいと考えております。18年度分といたしましては、海部津島土地開発公社で1,000平方メートル、金額にいたしまして6,380万円ほどを予定いたしております。また、18年度は建物の物件調査費として24件分、2,640万円をお願いさせていただいています。市単独費として買収せざるを得ない場合として、用地費も1,914万円、建物の補償費が2,500万円を計上させていただいております。それで、議員、駅西の踏切の件も御質問をいただいたわけなんですが、これにつきましては、駅周辺の整備事業の中で並行して進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

## 〇44番(加藤敏彦君)

平和事業につきましては答弁いただきました。引き続き宣言を生かすという形での御努力を お願いしたいと思います。

それから勝幡駅につきましては、これまで聞いてきたのは、用地買収としては18、19年度という形で聞いてきたと思うんですが、きょうはさらに20年度という形で入ってきておると思いますが、20年度は交渉が難しい部分の残りの部分というような形なんでしょうか。あと、秋から買収に入っていくということですね、秋から入るというのは。以上、お尋ねいたします。

# 〇経済建設部長 (篠田義房君)

議員御質問のとおりでございまして、確かにそういうお話もさせていただいたんですが、実際、これは相手があることですので、入ってみないとわからないということで、私どもとしても、でき得る限り早く交渉には入らせていただきたいんですが、時期的な問題につきましては先ほど御答弁をさせていただいたとおりでございます。よろしくお願いをいたします。

### 〇議長 (横井滋一君)

次に、46番・宮本和子議員、どうぞ。

### 〇46番(宮本和子君)

一般会計予算について、2点ほどお聞きします。

1点目は、佐屋プールは建設されて24年、緑苑プールは建設されて22年になりますが、今、 利用状況の変化はどのようになっておりますか。また、温水プールの県内の建設状況はどのよ うになっていますか、お尋ねいたします。

2点目については、概要書の83ページの永和駅周辺現況調査委託料 300万円が計上されておりますが、具体的にはどのような調査をされる予定ですか。また、何十年来の地元の要望でありました永和駅の排水路の整備が行われましたが、今後、跡地利用についてはどのようにされるのか、計画をお聞かせ願いたいと思います。

## 〇教育部長 (八木富夫君)

それでは、プールの利用状況の方を説明させていただきます。

プールの利用状況、まず佐屋のプールでございますが、平成16年度におきましては、利用者数が 6,416名でございました。それに対しまして、この平成17年においては 7,677人と、1,261人ほど増加をいたしました。そして、佐織地区にございます緑苑プールでございますが、平成16年度の利用につきましては 3,105名の方の利用でございました。それで、平成17年度におきましては 3,425名の御利用で、こちらの方も 320名ほど増加をいたしております。

次に、温水プールの県内の建設状況ということでございますが、愛知県、尾張、三河、知多、それぞれ各方面あるわけですが、まず尾張地区では14施設、知多地区では6施設、三河地区においては12施設、名古屋地区におきましては21ほどございますが、愛西市近辺におきましては、祖父江の森の温水プールを初めといたしまして、津島の総合プール、旧平和でございますが、平和のらくらくプラザ、ここは実際には泳ぐことはできないようでございますが、そうした施設があるようでございます。それと、大治にもスポーツセンターがございます。そして、南の方へ行きますと、飛島村の方に立派な温水プールがあるというような状況をつかんでおります。以上でございます。

# 〇経済建設部長 (篠田義房君)

それでは、私の方からは永和駅周辺の現況調査の委託料の関係でお答えをさせていただきます。

永和駅周辺整備計画につきましては、議員、先ほどおっしゃいましたとおり、18年度予算において現況調査費ということで計上をさせていただいております。これは、まず永和駅周辺の現況を把握させていただきたいというものでございまして、永和駅へのアクセス交通手段別調査、それから駅前広場、駅の関連施設の課題の整理及びその規模の算定等を行わせていただきたいなあということで、あくまで現況ということで調査をさせていただきたいという考えでおりますので、よろしくお願いいたします。

排水路は、排水路ということで17年度整備をさせていただきましたので、よろしくお願いい たします。

#### 〇46番(宮本和子君)

プールの方ですが、佐屋地区のプールも緑苑プールも平成17年度にはふえて、先ほどにはお話はなかったんですが、中学生を無料にしたということで増加を図る努力をされたということでは大変いいことだと思います。そして、佐屋のプールの資料を見ますと、平成11年から15年までは 6,000から 6,500ぐらいで、ふえたり減ったりした状況でございました。夏場の2ヵ月間の利用だけでございますし、佐屋と緑苑プールも建設から20年も経過しておりますし、先ほどもありましたように、周辺の市や町村でも温水プールが建設されており、先日も、永和台の方も大治までプールを利用しているとか、佐織地域の方は祖父江地域まで行ってプールを利用されているという状況があって、今、本当に高齢者の介護予防ということを盛んに言われておるわけで、そういった意味でも、愛西市としては、やはり年中利用ができる温水プールが私は必要だと思います。ですから、愛西市として温水プールの建設をぜひしていただきたいと思い

ますが、見解をお聞かせください。

また、永和駅の方ですけれども、駅前広場の現況調査ということですけれども、永和駅はやはり津島市との話し合い抜きでは解決できない問題で、津島市も何度もあそこの周辺の調査もされておるわけですが、今後、津島市と地元との協議が必要だと思いますが、どのようにしていく計画なのか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

# 〇議長 (横井滋一君)

プールの関係につきましては、本当は予算から外れておると思うんですけれども、一応答 弁、お願いします。

## 〇助役(山田信行君)

温水プールの関係でいい案を御提案いただいたわけでございますけれども、まだ当面、具体的な計画は持ち合わせておりませんので、参考とさせていただきます。

# 〇経済建設部長 (篠田義房君)

津島市との関係の御質問でございますが、津島市の方については、私どもも御協議をさせて いただこうと思っております。

## 〇46番(宮本和子君)

本当にこの問題では、津島市と、また地元の協議も必要だと思うんですが、そういう点では 具体的に今後どうしていくとか、現況調査してからそういう具体的になるかと思いますが、何 か計画を持っておられるということはありませんでしょうか。

## 〇経済建設部長 (篠田義房君)

地元の皆さん方の御理解を得て現況調査をまずさせていただくのが先決ではないかなあと思っておりますので、また議員の皆様方にも御協力がいただけるような御配慮がいただけると私どもとしては大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

#### 〇議長(横井滋一君)

次に、13番・真野和久議員、どうぞ。

### 〇13番(真野和久君)

それでは、2点お願いをいたします。

まず第1点目は、4款の 135ページですが、個別接種の予算の問題について一つ質問いたします。4月からはしかと風疹の予防接種がMRの混合ワクチンによる接種に変更されるわけでありますが、それで、一つは、これまで7歳半までに接種をすればよかったものが、1回目は2歳、2回目が小学校入学前という形に大きく変更されます。それで、この間、そうしたことで言うと、4月1日までに2歳になる人については、一方だけ受けている子供に対しては早急に両方受けるようにといったような話とか、あるいはまだぎりぎりのところでいったらば、まだ受けていない人は新たに2歳になってからMRワクチンを打つようにというような指導がされてきたと思いますが、市としてその辺の広報をどういう形でやってきたのかということ。それから、もし片方だけの接種で終わってしまった場合、あるいは4月1日の時点で既に2歳になってしまって両方とも打てなかった場合、公費での予防接種が小学校入学前まで無料では受

けられないということになってしまいますので、そうしたことに対する対応ですね、その件に ついて質問いたします。

それから2点目は、予算書の 193ページですけれども、今回、小・中学校の耐震補強工事として佐屋小学校とか北河田小学校とか、そういったところをやるという話でありました。これまでも佐織町時代のときもそうですけれども、今、小・中学校も冷暖房の設備の設置ということが非常に求められています。それを求める際も、そうした改修をする場合には、まず耐震改修をする必要があるということで、ずうっと答弁がありました。今回、耐震改修をするということでありますけれども、それで、今後、冷暖房の設置をどのようにやっていくのか。また、本来なら耐震改修と同時にやれるというふうに思いますので、そういった計画をどういうふうにしていくのかについて、具体的にあれば答弁をお願いします。以上です。

# 〇市民生活·保健部長 (藤松岳文君)

真野議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、予防接種施行令が平成18年4月から改正されます。それで、先ほど真野議員が言われたとおりでございまして、愛西市は広報あいさいにおきまして平成17年、昨年11月号、12月号、18年の1月号、2月号に予防接種改正のお知らせをいたしております。また、平成17年11月から毎月10ヵ月児の相談事業の折に、1歳6ヵ月児健診、また3歳児健診、就学時健診に来所する対象者に対しまして、予防接種改正のお知らせと未接種者への受診勧奨のお話をし、周知もいたしております。また、児童館で開催される教室、対象は1歳から3歳の方においても、予防接種改正のお知らせと未接種者への受診勧奨を周知いたしました。また、保健センターの窓口におきましても、予防接種改正のお知らせのポスターを掲示いたしております。それで、5点目といたしまして、麻疹及び風疹予防接種対象者、1歳から7歳6ヵ月児でまだ未接種の方がおいでになります。853名の方に予防接種改正のお知らせと受診勧奨も個別でいたしております。そんな状況の中でこの改正がされるわけでございます。先ほど議員のお話にもありましたように、任意の接種となる方も出てまいりますので、これからもいろいろな事業ごとにお話をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

#### 〇教育部長 (八木富夫君)

それでは、学校の耐震化に関係をいたします環境整備、空調を今後どのような計画をということでございますが、現在、もちろん児童・生徒の安全確保を私ども優先的に考えておりますので、耐震補強工事を優先的に進めさせていただいております。それで、環境整備、空調の整備につきましては、議員おっしゃっていただきましたように、工事同時施工は可能と考えております。そうした中で、平成18年度の中におきまして空調の環境整備の整備計画といいますか、どのような形でどういう順番でやっていくのかということも含めまして本年度計画をさせていただきまして、次年度以降において予算がお願いできるものであれば、そのようにお願いをしたいというふうに考えております。

### 〇13番(真野和久君)

最初の個別予防接種のことですけれども、まだ 853名未接種ということで、結構な人数がま

だ接種されていないということで、特に4月1日以降は入学前じゃないと一切公費ではやれなくなってしまうというところで言うと、かなり大きな負担になってきますので、ぜひとも、単にやっぱり啓発してポスターを張っておくだけではだめなんで、できるだけ推奨するようなことをもう少し強めていただきたいというふうに思います。また、公費負担ではなくて、結局自費でやっていただかざるを得なくなると、かなり大きな負担になりますので、そうした点についての対応もぜひとも今後検討をお願いしたいというふうに思います。

それから、二つ目の耐震に伴う冷暖房についてですけれども、19年度から基本的にやってい くということで理解してよろしいですね。

# 〇教育部長 (八木富夫君)

はい。

# 〇13番(真野和久君)

はい、わかりました。

# 〇議長 (横井滋一君)

それでは、次に38番・永井千年議員、どうぞ。

## 〇38番(永井千年君)

それでは、何点か順次お尋ねをしたいと思います。

まず最初に、17年度の全体的な問題ですが、17年度の一般会計の最終補正が出ていますよ うに 213億 9,492万 8,000円ということでありますから、前年度の未払い金が10億 9,218万 4,000円ということになりますと、 203億 274万 4,000円という最終補正の数字になりまし て、先ほどの企画部長の答弁の7億円という不用額の見込みの数字を当初予算から引いた場合 には 198億 2,481万 6,000円と、未払い金を除いた数字としてはなるのではないかというふう に思います。そうしますと、18年度の予算の 201億円をさらに3億円ほど下がる17年度の実質 決算という数字になるんではないかというふうに思います。ですから、施政方針の質問の中で 市長が答弁いたしましたように、経常経費の5%で普通建設事業の10%削減という指針を掲げ て予算編成に取り組まれたということでありますが、今言いました数字から言うと、本当にそ ういう方針が貫かれているのかどうか、大変わかりにくい数字になるのではないかというふう に思います。そこで、旧4町村時代で行った17年度予算に積算のばらつきがあったということ でありますので、これを見直すことによって実際に削減されたかどうか。この数字ですね。そ れを踏まえて、さらに実際に切り込んだのがどれだけかというふうに分けて考えて御説明をい ただかないと、この 201億円という数字が実際にはそういうことで切り込んだけれども、新し い事業もあったので 198億 2,481万 6,000円の数字からいうと上回ることになってしまった と。そのあたりの数字の説明を、もう一度ちょっとわかりやすく順序立てて説明をいただけな いでしょうか。それが1点であります。

それから、2点目に予算書の41ページに納涼祭りの交付金が 800万円出ております。これは 先ほど市長の方から具体的な切り込んだ実例として挙げられているわけでありますが、実際に 各地区の17年度実績は、それぞれの地区でどういう数字になったのか。その結果として各地区 200万が決められたわけでありますが、その経過をちょっと17年度の実績と比較しながら御説明いただけないでしょうか。

それから、3点目に予算書の59ページに防犯灯の電気代の補助金 1,653万 6,000円計上されておりますが、これは電気代の補助ということでありますが、電気代以外の消耗品ですね、球切れも起こりますし、消耗品などの費用も含めた防犯灯の維持管理の費用の総額に対してこの補助というのは何%補助していることになるのか。電気代以外の実態はつかんでみえると思いますが、御説明いただきたいと思います。

それから、63ページでありますが、徴収費の中で需用費、そしてその中に消耗品費25万円という数字がありますが、これは概要書の方に出ておる数字でありますが、帝国ニュースという言葉が出てくるんですが、これはいわゆる帝国データバンクの出している情報のことを言っているのか。また、としたら金額が幾らなのか。その情報を得てどのような活用をしているのか、ちょっと具体的に御説明をいただきたいというふうに思います。

それから、先ほど浜本議員からも質問がありましたが、77ページの自主防災用備品の836万9,000円、これがそれぞれ各地区で違っているわけでありまして、自主防災用備品の設置の地区別の今の現状と、整備目標に対して18年度予算でどれだけ整備をするのか。そして、19年度以降残るのはあるのか。あればそれはどれだけなのか。それぞれ簡易収納ボックスや消火栓ボックスがありますが、特に消火栓ボックス、今、既存の消火栓ボックスについては、それぞれ地域で購入をしておりますので、古いもの、新しいもの、さびついたもの、壊れかけたもの、いろいろあるだろうと思いますが、そういう実態調査はきちんと行われて、その上で今年度の予算が計上されているのか、御説明いただきたいと思います。

それから 119ページ、人形劇の上演委託料23万 4,000円が計上されておりますが、これは四つの園で23万 4,000円という数字は私は大変少ないのではないかというふうに思います。小さいときからやっぱり豊かな文化に触れる必要がありますし、この金額についてはやはり増額をしていただく必要がありますが、どのような検討の結果、この23万 4,000円という数字が出ているのか、また増額の考えはないかどうか御説明ください。

それから 157ページに、土地改良施設整備事業補助金1億 7,309万 3,000円の中に土地改良 区単独事業分 3,000万円というのがありますが、これは議案説明の中で、自由に使えるという 言い方で御説明がされましたが、その意味はどういうふうに理解したらいいのか。各改良区に どのように配分されて予算執行されるのか御説明ください。

それから 159ページですが、これも農業施設管理費の委託料の中で、これは概要書を見ないとわからないと思いますけど、 679万 5,000円と、八開の施設とごっちゃになってやっているもんですから、この 679万 5,000円というのは出てきていないんですが、いわゆる道の駅の現状について、この前、経済建設次長さんの方から御説明がありましたが、ちょっと明確な数字が出てきておりませんでしたので、この間の売上と施設の利用料金ですね。利益も。これは実際に当初出されています事業計画書と比較して、もう一度ちょっと正確に説明していただけないでしょうか。売上についても産直施設と地域特産品供給施設とあると思いますが、それぞれ

分けてちょっと説明をいただきたいというふうに思います。

それから、最後に道路維持費、地域内側溝・舗装工事費の1億 5,000万円、これは 167ページでありますが、17年度、立田地区、八開地区については、大変他の地区よりも多く要望が出されて、実際に17年度に予算化されたものは、その一部しか予算化できなかったかと。例えば立田地区でいえば、今まで各地区から出されていた要望については、調査の上、工事が可能なところについてはほぼ 100%やるという方針で臨んできたものが、合併によって17年度から変わってきたわけでありますが、18年度はそれぞれの各地区町内から出ている要望に対してどういう方針でこの1億 5,000万の予算を組まれたのか。箇所づけといいますか、それぞれ優先順位などもありますので、どの程度箇所づけがされているものなのか。それはまだこれからなのか、御説明いただきたいと思います。全体としてこの1億 5,000万というのは、各地区から出ている要望に対して何%ぐらいやれる予算となっておるのか教えてください。以上です。

## 〇企画部長(石原 光君)

まず、予算の関係について御質問をいただいていますので、そちらの方からお答えをさせて いただきたいと思います。

議員おっしゃるとおり、17年度の予算というのは各町村持ち寄りの予算でありまして、積算 の単価等、事業の内容にばらつきがあったのはおっしゃるとおりでございます。それと、当 然、先ほどお話に出ました総額 216億という予算の中には、未収・未払い金が入っているのも 事実でございまして、その未収・未払いを差し引きますと、おっしゃるとおり 204億前後だと 思ったんですけれども、そういった数字が純然たる17年度の本予算の数字ではなかろうかとい うのを前提に一応予算編成に入ったわけでございます。それで、市長の施政方針の中にもござ いますように、考え方といたしましては、経常経費、いわゆる物件費については5%カット、 普通建設事業については10%カットという形で一応指示を出したわけでございます。それと並 行いたしまして、じゃあ旧4町村の大型公共事業を除く通常の本来の予算ベースというのは、 4町村トータルすると大体どれくらいだろうというのを一方の視野に入れまして、大体通年べ ースでいきますと 190億から 195億というのが本来の通年ベースの予算ではなかろうかという ことをまず前提にして予算編成に取り組んだわけでございます。それで、最終的には 195億と いう一つの目標を持って予算に入ったわけでございますが、冒頭市長の施政方針にもございま したとおり、一応特枠といいますか、18年度予算そのものがいわゆるアスベストの除去工事関 係、それから耐震補強工事関係、こういったものを合わせますと、約5億という予算が必要に なってきたわけでございます。それで、一部ではそういった事務事業の見直しといいますか、 中身について、それぞれ一応庁舎間、すり合わせをしまして、切れるものは切る、削減するも のは削減する、統一できるものは統一するという方針で取り組んだんですけれども、結果的に はそういったアスベスト、あるいは耐震補強工事という、特枠と言ったら、ちょっとこれは語 弊があるかもわかりませんけれども、そういった予算も予算に盛り込まざるを得ないという現 状から 201億という予算になったという経緯でございますので、そういった考え方について申 し上げたんですけれども、そういった形で御理解をいただきたいと思います。

## 〇総務部長(中野正三君)

それでは、納涼祭りの各地の実績でございます。金額を申し上げます。佐屋におきましては 152万 9,707円、立田におきましては 573万 7,835円、八開におきましては 203万 5,899円、佐 織におきましては 505万 8,647円でございます。経緯でございますが、佐屋と立田におきまし ては、特に佐屋におきましては市と文化協会、婦人会、交通安全協会、これに商工会が加わっ てくるわけでございます。立田も同じようなことで、市と商工会、農協、文化協会、4Hクラ ブというような形でございます。ただ、八開地区におきましては実行委員会、佐織地区におき ましては推進協議会というような組織がございます。この納涼祭が終わりました後で、この構 成団体、または実行委員会、推進協議会の皆さんとそれぞれ、佐屋地区におきましては総務部 がやっておりましたし、立田・八開におきましては教育委員会の方、佐織におきましては経済 課の方でやっておりました。そういう関係者、旧の16年度まで引き続いてやっていたメンバー との反省会と次年度の実質の協議をさせていただきました。それで、愛西市一本でやるかとい うようなことも踏まえて検討をさせていただきましたけど、距離的、時間的なこと等もありま して、いろんな問題があるから、あくまで従来の地区の中でやっていただきたいという御要望 が4地区とも出ました。その中で、費用も地区ごとに均等にお願いをしたいというような御要 望がございました。そこの中を見ていただきますと、佐屋地区と八開地区におきましては、歌 謡祭といいますか、そういうものが実は入ってございません。その関係でこの 200万というの が出てきたという形でございます。そこを除いた地区のものを参考にして、この 200万を上げ させていただいたという経緯でございます。

次に、防犯灯の維持費の件でございますが、蛍光灯の20ワットは、基本料金は 2,200円でございます。これは補助金が 2,000円でございますので90%の補助。そして、水銀灯の40ワットが基本料金が 2,600円、年間でございますが、補助金が 2,000円、76%。そして、水銀灯の80ワットが基本料金が 4,000円、私どもが 3,800円ですので95%ということでございます。議員御指摘の電気代以外の費用はということでございますが、電灯につきまして市の管理、これは集落と集落の間のところでは市の管理のものもございますが、そこを除外しまして、電灯の取りかえにつきましても、あくまでこの補助金の中という形になりますので、基本的に私どもが電気代に上乗せをしているというわけではございません。その中でお願いをしておるということです。ただし、電灯器等の器具の取りかえといいますか故障等におきましては、市が全面的に取りかえをさせていただいております。

次に、帝国ニュースでございますが、議員御指摘のように、帝国データバンクの資料で年間 5万 4,600円、年間大体 130部ほどになりますが、この資料を取り寄せて、これは収納課が主に使っております。これは倒産、破産等の情報が掲載されるわけでございますが、これをいち早くキャッチして、収納課がそれぞれ土地の所有者、特別徴収者等の関係のところの情報を提供して、他のところよりいち早く債権の確保をして差し押さえ交付要求等を図るということを行っております。

あと、自主防の備品の件でございますが、現在、議員が言われましたように、保管庫70セッ

トをお願いしてございます。佐屋地区におきましては防災組織が68ございます。このうち30にこの倉庫を設置してきております。立田地区におきましては現在6組織でございますが、まだここは来年度御要望を取りまとめるというところでございます。八開地区におきましては、消防団の再編といいますか、編成がえがありました。その時期に消防の分団の小屋があります。そこに19組織のうち17組織が旧消防分団の小屋に当時の分団のポンプとともに保管をしてみえるということでございます。佐織地区におきましては、現町内会62のうちすべてでございますが、それぞれまだ御要望をお聞きしている状況下で、今後18年度で初めてお聞きするという形で、どんな形になるかわかりませんけど、70基で間に合うかどうかということでございますけど、順次整備をしていきたいということを考えております。

それから消火栓ボックスでございますが、これはここに挙げさせていただいているのは、佐織はありますけど、佐屋地区におきましては5ヵ年計画で、この18年度が3ヵ年目という形でございますが、20基を計上させていただいております。ただ、立田が地元でおやりということで、これは私どもも承知しております。ただ、ここまでのそれぞれの御要望までまだ至っておりませんので、それも早い時期にその中に組み入れていきたいと思っております。八開地区におきましては、これに合致する消火栓等の設備がしてございませんので、この中から省かせていただいている状況下でございます。以上でございます。

# 〇福祉部長(水谷 正君)

それでは、永井議員の質問にお答えさせていただきます。

人形劇上演委託料でございます。この人形劇上演委託料につきましては、各保育園の世代間の交流事業として、地域のお年寄りを招待し、人形劇の観賞を通して園児たちと触れ合う目的で行っている事業であり、その人形劇の委託料でございます。そのほかの世代間交流事業として、お年寄りとの触れ合い運動会、老人ホーム慰問なども行っており、各保育園それぞれいろいろな行事等がございます。人形劇につきましては、人形劇団むすび座というところに上演をお願いしておりますが、非常に評判もよく、引き続き実施をしていきたいと考えております。なお、単価7万8,000円掛ける3園、これは佐屋の3園ということで23万4,000円でございます。

### 〇経済建設部長 (篠田義房君)

それでは、私の方からは3点お答えをさせていただきます。

まず最初に、土地改良区の単独事業分で、議員、自由に使えるというようなお話だということでございますが、全く自由に使えるというわけではございません。これにつきましては、議員御質問の趣旨の中で言っておみえになりますように、3,000万円を計上させていただきまして、各四つ土地改良区がございますが、その土地改良区の方へ土地改良区域面積で先ほどの3,000万円をざっと案分させていただくということで、佐屋町土地改良区には870万円、それから立田村土地改良区には1,083万円、八開村土地改良区には654万円、佐織土地改良区には393万円ということで補助金の上限額を定めさせていただいて、補助対象にならないような、また緊急を要するような事業にお使いをいただくというものでございます。

それから、道の駅の関係で事業計画書と比較してというお話でございますが、これにつきま しては、平成17年の4月から、まだ18年3月を終えておりませんが、その分については見込み ということで粗い数字で御答弁にかえさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを いたします。まず、計画時点で売上は1億 8,155万円で、現在見込んでこれぐらいではないか という数字が 3 億 2,000万円ほどになるんではないかなと。立田ふれあいの里の運営連絡協議 会の収支としましては、収入の方で、計画では 3,679万 8,000円に対しまして 4,800万円ほど になるんじゃないかなと。支出の方でございますが、 3,554万 2,000円の計画に対しまして 3,500万円程度になるんではないかなあと。これらのもので当然いろんな税金等の支払いが出 てきますが、租税公課費をざっと 500万円ほどと見込みますと、収入の方で販売手数料 3,550 万円ほど、その他手数料ということで 1,260万円ほどとなりまして、先ほどの数字を引いてい ただくと収益になるんではないかと。先ほど上段でも申し上げましたが、本年の2月末の数字 をもとにあと概算で御報告を申し上げました。ふれあいの里の運営連絡協議会の方では、簿記 的な計算式を用いて実際の収入・支出を求めるわけですが、先ほど私が御答弁させていただき ましたのは、一般的な収入・支出の方式で説明をさせていただきましたので、その点だけは御 理解をいただきますようにお願いを申し上げておきます。それで、質問の中で特産品供給施設 が1年どのぐらいの売上を上げているのかという御質問でございましたが、これは2,800万円 ほどになるんではないかなあという見込みでおります。

それから、3点目の道路維持費の町内要望の関係でございますが、議員御質問の中で言って おみえになりましたように、この4月上旬に総代駐在員会を予定されておりますが、そちらの 方で各地区からの御要望をお聞きして対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願 いをいたします。

### 〇38番(永井千年君)

ちょっと何点かお尋ねをしたいと思うんですけれども、最初に企画部長の御答弁で、半分ぐらいわかって半分ぐらいわからないんですけれども、通常ベースが 190から 195億円という話なんですけれども、これは合併の説明会などでよく出てきた数字としては、平成15年度の各町村の数字を合わせたものはもう少し小さかったんですね。 190億をたしか割るような数字になっておったと思うんですけれども、これを見ますと、結果として今年度の 201億円という数字については、アスベストの5億円という話もありますけれども、昨年、佐織中学校の15億円というやつも17年度はあったと思うんですが、この17年度の決算見込み数字というのは、それも含めての話だというふうに思いますので、そういう点で、評価のことは別にしても、5%、10%ということで抑え込んだんだと、その方針を貫いたという数字ではないような気がどう考えてもするんですけれども、その辺もう少し率直に、どこまでやられたのか。私はやっぱりいろんなむだについては徹底して省くけれども、住民サービスも切ってしまうということになってはいけないというふうに思いますので、そのあたり、削るものと維持するもの、むしろ充実するものというのをきちんと区分けしてやっていかなくちゃいけないと思うんですが、この前も、これは助役さんの説明ではなかったかと思いますが、17年度については住民サービスにつ

いては大きく切るようなことは手をつけていないが、19年度以降については手をつけるかもしれないみたいな話がちょっと議会運営委員会でもあったわけですが、そのあたり、もう一度ちょっと今年度の予算について、どこまで方針を貫いていたのか。不十分なら不十分だというふうに言っていただければいいし、課題なら課題ときちっとまとめていただければいいし、19年度以降についてそれはつながっていく話なら話ということで言っていただければいいと思うんですが、ちょっと私の頭が悪いのかわかりませんが、いま一つ理解できないところがありますので、もう一度ちょっと再説明を求めたいというふうに思います。

それから、納涼祭りの交付金については、これは立田と八開は興行歌手は演歌歌手などはもう呼ばないということに予算上なると思いますが、費用対効果という話もありましたけれども、立田と佐織の500万を超える納涼祭りと、そういう歌手などを呼んでいない佐屋や八開の祭りとの関係は、これは参加者などでも随分違うんだろうというふうに思いますが、やはりこの納涼祭りを重視して住民みんなに参加していただくという点で言うと、ただ一方的に切ればいいというものでもないと思いますが、そういう参加者の数も含めた中身の検討としてはどのようにされたのか、お願いをしたいというふうに思います。

それから、4点目の帝国ニュースの話については、これは実際に倒産やなんかの情報をいち早くキャッチして債権を確保しているという話なんですが、例えば17年度でいえば、具体的にその結果として功を奏してちゃんと債権確保ができた事例というのはあるんでしょうか。 130件についての情報をここから得ているということなんですが、やはりそれは具体的な成果に結びつくものであれば大変よく理解できる部分がありますので、ちょっと説明をいただきたいと思います。

それから、6点目の保育園の人形劇の話は、これは佐屋だけということになっていますけど、佐織ではこういうものはやられないのでしょうか。私の理解では、この7万8,000円という金額でいえば、いわゆる人形劇のフルメンバーが何人か、ちょっとよくわかりませんが、やはりこれはセーブした人数で来るということになると思いますが、予算的には7万8,000円が15万になることによって予算に大きく影響という数字でも僕はないと思いますので、やはり子供の成長という観点から、豊かな人形劇でも、1人でやる人形劇から3人でやる人形劇、10人そこそこでやる人形劇と、中身がやっぱり違うし、子供の感動もそれなりに違ってくるだろうと思いますので、ぜひ検討をしていただきたいのと、佐織についてそういうことをやられないのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、7点目の土地改良の話は、案分はよくわかったんですが、これはいわゆる面積案分ということなんですが、それぞれ排水路などについては、今まで整備してきた歴史も違いがありますし、整備状況の違いがあると思いますので、機械的に面積割でやるというやり方については、全体としておくれたところを引き上げたりというふうになかなかならないんじゃないかと思いますが、例えば旧立田村でいえば、合併の前に村の単独で随分排水路についても整備をしてきましたので、そうやって金をかけてきたところとそうでないところというのはやっぱり違いがあるだろうというふうに思いますが、そのあたり、おくれたところを引き上げると、

未整備のところが多いところが引き上げるというふうにした方がいいと思いますが、その辺の 考え方をもう一度説明いただきたいと思います。

それで8点目について、4月上旬の総代会でということなんですが、この前、17年度について説明がありましたが、その17年度の各地区から出た要望の数字について、もう一度ちょっと説明していただけないでしょうか。

それから、道の駅の問題については、予想を大きく上回る数字で、利益も出ておると。これは推進協議会に残っておるお金の話なんですが、各それぞれの直売店のメンバーの方が幾ら利益を上げているかということでなくて、そういう点で維持管理費用の問題について、当面、やはり見通しがつくまで補助を出していくというような説明がこの前ありましたが、目指す方向としては、自立して全部やってもらうということを目指しているんでしょうか。私はそういうことを目指しているんだというふうな説明を旧立田村時代に受けておったもんですから、その点だけ確認させてください。

## 〇助役(山田信行君)

18年度予算の編成方針の関係につきましてお答えをさせていただきますけれども、基本的には18年度予算は、合併協議で確認をされました「サービスは低下させない」という基本方針に基づきまして、扶助費などはそのまま従来どおり踏襲しております。ただ、地区間で大幅に格差があったような敬老会だとか納涼祭り、そういったものについては一部見直しをさせていただいたような状況でございます。そういった中で、19年度以降は若干見直すかもしれないということを議会運営委員会の場でも私申し上げましたが、といいますのは、行政改革推進委員会などの答申、行革大綱などもこの10月ごろを目標に出されますと、そういったことを踏まえまして、一部については見直しをする部分があるかもしれない、そういうふうに御解釈をいただきたいというふうに存じます。

#### 〇総務部長(中野正三君)

納涼祭りの件ですが、歌手を呼ばないというようなことでございますけど、立田・佐織地区とも、それぞれ三百三、四十万のそういう支出がされていたのが17年でございます。ですから、それを除いた今の御発言になろうかと思いますけど、それはだれでもが知っているような方をお呼びしていた経緯があります。そこら辺で楽しんでいただけるということであれば、それなりにここの中でお願いができる方があるやもしれませんし、それはその組織の中でまた御検討をいただけたらというふうに思います。

データバンクにおきましては、130件ではなくて、実はこういう冊子といいますか、出てございますので、ここに数件、多分何十件と載っているんですね。私もちょっと数えておりませんけど。これが週に何回か来るわけでございますけど、ここの中でいち早く倒産等をやって参加差し押さえ等になろうかと思いますけど、それで幾らになったかという実績は現在持ち合わせてはおりませんけど、ただ、そこの情報をつかむことによって、私どもとしては事務処理の中でいち早く対応できるというふうに考えております。以上でございます。

## 〇福祉部長(水谷 正君)

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

この人形劇の上演委託料につきましては、2人か3人の方が来てやるということでございます。それから、佐織はどうかということでございますが、佐織は体育指導委託料で同じく 119 ページに33万 6,000円という委託料が組んでございます。佐織の保育園については、そちらの方で委託をしてやっておるという状況でございます。なお、この予算につきましては、今まで各佐織と佐屋の合わせて4園につきましては、過去の歴史があり、いろんな事業をやってみえて、この件につきましても、各保育園、今までの流れがあり、保育園の方で予算を取りまとめていただいて、私ども上程させていただいておるということでございます。

## 〇経済建設部長 (篠田義房君)

それでは、まず土地改良区の補助金の関係でお答えをさせていただきます。

議員おっしゃってみえた土地整備の関係には、議員おっしゃるとおり違いがあると思うんですが、今回の土地改良区の方へお出しをさせていただくのは、出させていただく補助金の受け取りが違いまして、例えば単県の補助対象にならないような小さいところとか、緊急を要するようなものとか、そういったものに改良区さんとして対処していただくために、こういった形をとらせていただいたものでございますので、順次こういう形で整備を図っていくためにということで市の方から出させていただく補助金とはまた意味合いが違いますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、何か予算の関係の中で議員、誤解を招いていただいているんではないかなあと思うんですが、道の駅関連につきましては、ガスの関係も全部運営協議会の方で分担して負担をしておみえになりますし、水道メーターは水道メーターで、これも同じように産直関係は産直関係、商工会は商工会、市の方が負担しているのは便所に係るようなものですね。電気も同じようで、施設施設に係るものでそれぞれの施設で御負担をいただいているというのが実情でございますので、その点、誤解のないようにお願いを申し上げたいと思います。

それから、道路維持費の関係ですが、先般、他の議員の方からも御指摘というか、御質問があったときに私申し上げたんですが、各地区から出される要望というのは種々さまざまでございます。2点か3点に絞って、とにかくここは緊急を要しているんで、やってほしいと、地区の中で絞り込んでお出しになる地区もありますれば、言葉として適当な言い方ではないかもわかりませんが、とにかく「まあ、ええがや、要望が出てきたで、要望を書く欄に入れておけ」と、こういうような形で何十ヵ所と出される地区もお見えになります。それで、私ども、いわゆる優先順位を地元の方でお決めいただきたいということを申し上げておるわけですが、それともう一つ、側溝にしましても、例えば1ヵ所で20メーターのところもあれば、長いと1ヵ所で50メーターから70メーターのところがあるんですね。舗装にしましても、例えば1路線と申し上げても、2メーターほどの幅員の道路から、4メーター、5メーターに至るような幅員のところもあるわけでございます。そうすると、その地区へ私ども市として道路維持費として経費をお出しさせていただくのに果たしていいのかなあという疑問を持つんですが、なかなか理解が得られないんで、優先順位の箇所、ナンバー1からというとらえ方をさせていただきます

が、単純に何ヵ所要望が出てきて何ヵ所やったんだという単純な率とか割合で御答弁するのはいかがなものかなあと思いますので、その辺、御答弁になるかどうかわかりませんが、私の考えでは、単純に箇所、それだけで達成率があったというふうには一概には申し上げられないということでこういったような答弁をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

# 〇議長 (横井滋一君)

まだ一般会計、途中でございますけれども、ここで暫時休憩といたします。25分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後4時10分 休憩午後4時25分 再開

# 〇議長 (横井滋一君)

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

一般会計の質疑を続けて行います。

次に、1番・日永貴章議員、どうぞ。

# 〇1番(日永貴章君)

一般会計予算の予算書81ページの立田庁舎費の需用費、修繕料について質問させていただきます。

概要書によりますと、立田庁舎以外の各庁舎の修繕料の中には道路維持管理関係の予算が計上されております。立田庁舎の場合は、この前説明がありましたが、なぜ本課計上とされたのか、その経緯を御説明をお願いいたします。この件につきましては、先日の予算勉強会でも説明がありましたが、再度確認させていただきたいと思います。

また、この立田庁舎の管轄内で修繕料で対応できるような道路維持関係の工事が出た場合、 どのような対応体制で行うのか。また、その対応はほかの3庁舎と対応に違いがあるのか、あ わせてお聞きいたします。この件に関しましては、立田庁舎のできれば総合支所長さんにお答 えいただきたいと思います。

### 〇立田総合支所長 (伊藤忠俊君)

それでは、お答えさせていただきます。

80ページの需用費の中で、立田庁舎には他の3庁舎には計上しております今御質問がございました道路管理費は計上されておりません。立田庁舎には経済建設部の本課がございますので、立田地区における道路維持関係の予算につきましては、その経済建設部の建設課において計上ということで対応していただいておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、2点目となると思いますが、関係ですが、この道路維持関係、修理関係ですね。 工事につきましては、建設課と連携を行いまして行っていくということになろうと思いますの で、お願いいたします。

また、他地区との修繕関係につきましての差異ということだと思いますが、これにつきましては、小修繕関係等につきまして、また範囲、そういう対応につきましては、本課並びに各支

所におきまして打ち合わせをいたしておりますので、その点よろしくお願いをしたいと思います。

# 〇1番(日永貴章君)

今の答弁でちょっとあれなんですが、市長さんはさきの定例会で、各町村ごとに対応できる 部分は各庁舎で対応させていきたいと述べられていたと思いますが、今回の立田庁舎の予算の 計上の状況からいけば、本課があれば本課で予算も計上して、あとできるところは本課で対応 しなければいけないと。各総合支所では対応しないような感じがしますが、いかがでしょう か。本来であれば、やっぱり各総合支所ではそれぞれ地域と密着したところがありますので、 スピード、そして対応の面から考えて、できる限り総合支所で対応できるところは総合支所で 対応していただいた方が住民の方々にとってもいいかと思いますが、いかがでしょうか。その 点を一つお聞きして、質問を終わります。

## 〇助役(山田信行君)

ごもっともな御指摘をいただきまして、私ども今回のこの配当予算を計上するに当たっては、本課にすべきか総合支所にすべきかということで、とりあえず従来の職務は本課中心主義をとっておりますので、初年度としては本課の方へ予算を計上させていただきました。というスタイルは、納涼祭りの補助金などでも一括して総務費で計上しておるような形だとまずは御解釈をいただきたいと存じます。予算的にはそういうスタイルをとりましたけれども、実際の仕事におきましては、やはり本課と総合支所は、車の両輪のごとく連携・協力し合って職務をしていかない限りは、スピーディーな対応とか住民サービスがきちんと行えないと、そのように思っておりますので、仕事の分については相互応援体制を持ちながら進めていきたいと思っております。なお、この予算の配当の仕方について、この1年間、18年度やってみて、特に不都合なことだとか改善すべきところがあれば、またそれは見直していきたいと私どもは考えております。

#### 〇議長(横井滋一君)

次に、3番・翠川三津子議員、どうぞ。

#### 〇3番(錆川三津子君)

まず最初に、歳入の方で31ページ、雑収入、雑入の市町村振興協会新宝くじ交付金と市町村振興協会基金交付金についてお伺いしたいと思います。これは縁故債の借り入れ先であり、愛西市も会員である市町村振興協会ですが、平成16年に税務調査で指摘を受けて、私はこの運営に大変疑問を持っておりますので、お伺いしたいと思います。

これは、昭和50年代に宝くじ収益を都道府県と政令指定都市だけが受け取るのは不公平だという市町村の意見が出始めて、昭和54年に市町村が収益金を受け取る権利を持つサマージャンボ宝くじを、平成13年からはオータムジャンボ宝くじをつくって、これらの収益金は案分でーたん都道府県に入って、県議会の議決を経て市町村振興協会に交付されています。オータムジャンボ宝くじについては、協会は全市町村に一般財源として配分しております。それがこの新宝くじ交付金だと思います。しかし、サマージャンボ宝くじ収益の交付金は市町村にほとんど

配分されていません。そこでまず1番目に、愛知県市町村振興協会の交付金と会費等負担金は どんな仕組みになっているのか、お伺いいたします。2点目として、設立からの会費納入の実 績と経緯についてお伺いいたします。3点目に、愛西市にとって、この協会がどんな役割を果 たしているのかお伺いしたいと思います。それが歳入の面で最初にお伺いしたいと思います。

それから2番目の質問ですが、39ページの男女共同参画プラン策定委託料についてです。これは最初に市長の施政方針の質問に出ておりましたので、簡単にお話だけさせていただきたいと思いますけれども、これはやはり総合計画を踏まえた計画策定がされるということで、御答弁を聞いても安心しているところですが、今後も各部署単独で計画づくりをするのではなくて、総合計画を基本として、そこから手足が出る形で計画づくりがされていくことを、やはり企画部の方としては各部署に徹底をまずお願いしたいということを一言申し添えておきます。

私は、総合計画策定は住民のニーズを把握した方法で計画づくりがされておりますので、ここで得られた情報を使って、さまざまな部署で計画づくりにそれが使えるのではないかというふうに考えております。例えば総合計画でアンケート調査がされておりますが、これはほかのアンケート調査とは全く違った手法でやられておりますので、それらの結果をいろんな部署で利用するということが、やはりコストダウンにもつながりますし、さまざまな事業の優先順位の高いものとか、そういうものも総合計画等に挙げられていきますので、男女共同参画プラン策定の折には、やはりこの総合計画で出されたいろんな課題とかを把握しながら、そこの中に男女共同参画の理念を織り込んで計画をつくっていくというか、そういった総合計画、せっかくこれをつくっているもんですから、それを骨組みにして、いろいろ計画をつくっていくといいと思っております。そこで質問なんですけれども、そういった形でこの総合計画とどう整合性をとって策定までのプランですね。プロセス、どういうふうにとっていくのか、ちょっと簡単に御説明いただきたいと思います。

それから3番目に、同じく巡回バスの調査委託料なんですけれども、またここでもアンケート調査がされるというふうにこの間お伺いしておりますけれども、やはり何度も私、この議会の中で発言させていただいているように、あった方がいいバスではなくて、みんなが乗るバスでないと走らせてもむだに終わりますので、そのアンケート調査について、何らか新しい手法を取り入れた調査をされるつもりなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

それから、何度も申しわけございませんが、53ページのホタルについてお伺いしたいと思います。私も、先ほどから答弁いただいて、慎重に進めるような御答弁だったので、ひとまず安心をしておるんですけれども、こういった環境保全に取り組む施策を示していただいたということは、私にとっては大変大歓迎です。しかし、市内にはこういったホタルだけでなくて、トンボとかメダカとか、いろんな関心をお持ちの団体もいらっしゃるわけですので、ホタルの育成をすることによって、行政が環境保全をどう展開していくのか。そうしたものがなければ、やはり全く意味のないものになってしまうと思います。ホタルが生息できるような場所をどうふやしていくのか、やはり先を見越した計画づくりですね。そういったものも行政として持たないと、せっかく一生懸命やっていらっしゃるホタルのグループの方たちの夢を壊してしまう

ようなことになるんではないかと。やはりそれが愛西市にとってプラスになるような施策と並行して進めなければ私は意味がないのではないかというふうに考えております。そういった面で、環境保全の一つのきっかけづくりとして私はこのホタルのことを考えていますけれども、なぜこういった問題が企画課の方の所管で計画がされたのかということと、やはりこれをするに当たって、金額的に約700万ということで、今までいろいろ補助金も出されて調査がされていると思いますけれども、そういった資料の蓄積、吟味、それがどうされたのかということは大変重要なことだと思いますが、その点、どうされてきたのか教えていただきたいと思います。あと、環境保全事業への展開について、予定があればお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、あともう1点つけ加えたいのは、やはりこういったものも、今、総合計画づくりがされていて、やはり市民が環境にどれだけの関心を持っているかとか、そういったものも示されてくると思うんですね。その中で指針づくりがされていくと思います。そういったときにこのホタルを使うのか何を使うのか、そういったことも出てくると思いますので、そういった総合計画の策定のプロセスにもあわせてこれの決定をしていくべきではないかということも考えておりますので、これは私の意見ですが、述べさせていただきます。

それから、179ページの消防費の消防団の関係ですけれども、非常勤消防団員の人数の推移 と、今現在、この愛西市においてどれぐらいの人数が適当な人数であるというふうに考えてい らっしゃるか、それをお聞かせいただきたいと思います。

それから、 181ページの消防費の消防施設費なんですが、これの費用ですが、これは自然災害に備えたものか、きょうも国民保護法のことが出てきておりますけれども、人的災害に備えたものなのか、それをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから最後に1点、ちょっと前後いたしましたが、 124ページの子育で支援センター費についてですが、今、立田の北部子育で支援センターの方では鵜戸川の改修が行われております。この北部子育で支援センター建設に当たりまして、大変駐車場が狭くて、前の庭も狭い状況なんですが、鵜戸川の改修をして川を真っすぐにすると敷地が広がるので、広がった折には駐車場整備等も行うということでお話を聞いておりますけれども、その計画は今現在どうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。以上です。

### 〇企画部長(石原 光君)

まず、歳入の関係で1点御質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

市町村振興協会の関係につきましては、議員おっしゃるとおり、これは54年にこの協会が設立をされておりまして、いわゆる市町村の振興宝くじの収益金を基金として設立された財団法人でございまして、事業といたしましては、市町村の振興の発展を図るための諸事業ということで、先ほどお話がございました貸付事業ですね、そういった事業に基金が各市町村の事業の財源として配分されているというのも事実でございます。

それで、会費の実績と経緯という御質問をいただいておりますけれども、御発言の中にサマ ージャンボの収益金は市町村に配分されないんだよと。おっしゃるとおりでございまして、サ マージャンボ宝くじの収益金、これが一応各市町村へ本来配分されるわけでございますけれど も、この交付金をもって振興協会の方は会費として基金に積み立てられ、運用がされていると いう現状でございます。これが振興協会の従来から運営されているような状況でございます。 それで、愛西市の歳入歳出予算におきましても、当然、協会への会費というものは計上いたし ておりません。これは設立当時から計上はしておりません。そういったことでよろしくお願い したいと思います。

## 〇総務部長(中野正三君)

男女共同参画プランの件でございますけれども、議員御指摘のように、総合計画が愛西市のバックボーンといいますか、中心になる計画でございますので、その策定の経緯の中で資料としてできました調査結果で検討事項等を踏まえて、整合性もとりつつ策定をさせていただきたく存じております。

巡回バスの調査委託料でございますが、新しい手法を取り入れた調査を考えているかという 御質問でございますが、今現在、具体的にそこの調査内容をお示しする段階にはございませ ん。ただ、真に必要な方がそのバスに実際に乗っていただいて、御利用いただいて、そして本 当に多くの方に喜んでいただける状況にしたいというのは、これはだれしも思うことでござい ます。紙の結果にばかり頼らずに、その辺の状況も何らかの形で多く取り入れたものの調査を してみたいというふうに考えております。以上でございます。

## 〇企画部長(石原 光君)

企画費のホタルの整備工事の関係で御質問をいただきました。それで、御質問の中に、従来からの助成金、あるいはそういった資料といいますか、そういった内容についてよく吟味したかと。それを踏まえて事業化しておるのかというようなお話でございますけれども、先ほど中島議員にもお答えしましたとおり、助成金についてはグリーンライト、新聞等も発行されておりますし、ホタルの観賞会等も活動の中で実施をされております。また、先ほど中島議員にもお話ししました中で、今日に至るまで町は町として絵、あるいは概算的な設計等も一応とられていたというような実績等もございまして、そういった絵は当然吟味をしております。

それで、環境保全の展開の関係で御質問をいただいておりますけれども、現状といたしましては、小学生を対象に土曜体験教室としてのホタルの講座が開催されているのも聞いておりますし、また、ホタル観賞会とかホタル展というのも展開をされておるというふうに聞いております。ただ、環境事業の上において、現時点でいわゆる深く議論をするというような考え方は今持ち合わせておりません。

## 〇消防長(古川一己君)

それでは、失礼いたします。消防団員の人員の推移ということでございますけれども、この推移につきましては、昭和40年代の消防の常備化、また社会環境の変化に伴いまして、全国的に見ますと、昭和50年ごろには 120万人の消防団員が現在では92万人、また愛西市におきましては、同じ私ども前身の海部西部が設立されたころには、消防団員が 1,288人、現在 815人となっております。それで、国におきましても、今日の自然災害、またテロの災害等、そのよう

な状況の中で消防団員の減少を食いとめるという政策を出しております。まず、当面は 100万 人の消防団員の確保を目指すという政策が現在打ち出されております。

また、適正な消防団員数はということでございます。これにつきましては、先般示されました消防力の整備指針、その中で火災に対応するための団員数、また大規模地震、自然災害等に対応する団員数、また地域の実情に応じた必要な団員数というのを規定しておりまして、地域の特性を生かした団員数の整備目標を掲げてございます。よって、この地域の消防防災力に地域密着性、または要員動員力、さらには即時対応能力と、備えました消防団という規模につきましては、18年度に立ち上げます消防研究会の方で今後検討していただくことになるかと思います。

2点目の消防施設費の関係でございます。これは自然災害に備えたものか人的災害かということでございますけれども、今回整備する消防車両、常備2台分、消防団3台分でございますけれども、これにつきましては、現在の消防の起動力を確保するための更新車両でございます。それと、耐震性防火水槽、貯水槽でございます。それにつきましては、やはり今日危惧されております大地震にも対応できるということで、このような水利確保のための整備を進めてまいっております。なお、常備消防におきましては、広域災害、自然災害につきましては、テロも含めてでございます。現在、緊急消防援助隊という制度を持っておりまして、全国的に現在では3,000隊が登録しておりまして、また、この数年には4,000隊にその登録隊数をふやすという政府の答申でございまして、私どもの消防本部も現在2隊が登録しておる状況でございます。以上でございます。

## 〇福祉部長(水谷 正君)

それでは、御質問に対し、お答えさせていただきます。

駐車場、庭の整備計画はということでございますが、現在、計画は考えていませんが、時期が来れば広げていきたいと考えております。

#### 〇3番(錆川三津子君)

では、まず最初に宝くじの交付金関係についてお伺いしたいと思います。昭和54年度から平成15年度について、会費を徴収したことにして、今までの基金を会費に充てる手続を文書だけで相殺の手続でされているかと思います。市町村に配付すべき交付金の額は、 31.17%が市町村分で案分、残りが人口割ですので、愛西市の場合、合併がありましたので、総額9億円前後にその金額がなると思います。つまり、愛西市として交付されるべき金額が9億円で、会費として9億円を納めるという形で相殺されたというふうに私は、自分の計算ですが、そのような計算をしております。その後もこの手続の仕方は変わっていないと思いますが、議会の了解を得ずに交付金と会費などが相殺できてしまうということは、私は大変な問題だと考えておりますけれども、現在このような事例が他の事例に存在するのか。また、私は議会軽視だと思いますけれども、このような方法について市長はどのような見解をお持ちなのか、お尋ねしたいと思います。

次に、公益法人としての内部留保額の問題ですけれども、指導監督基準において、内部留保

は公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とされ、総務省は県内の標準財政規模の30%以下であることが望ましいとしています。平成15年で計算すると、適正な留保額は約29億円になりますが、実際には 443億円の多額の資産がこの協会に保有されており、そのうちの 297億円を市町村に利子つきで貸し出して、残りは国債とか愛知県債の購入に充てています。私たち愛西市みずからためたお金を利息つきで市町村が借りているということになります。また、愛知県市町村振興協会は、20%を全国市町村振興協会に上納しており、全国で合計しますと1兆円を超す基金をため込んでいます。私たち愛西市は、財政難、財政難と言っている中で、こういった公益法人がたくさんのお金を抱え込んでいるということについて、私は市長にお伺いしたいと思いますが、私は、この基金を一部を残して、市町村に一般財源として配分するように協会に求めてはどうかと思いますが、市長はどうお考えでしょうか。また、この市町村振興協会にこれほどの基金残高があるということを御存じだったかもあわせてお伺いしたいと思います。

あと、男女共同参画につきましては、御答弁いただきましたように、ぜひ総合計画のプロセスに合わせたつくり方というか、慌てずに先行しないような形でぜひ進めていただきたいということを1点お願いいたします。

# 〇市長 (八木忠男君)

お答えをいたします。

今、全国で1兆円ほどなんて説明がありました。自分、本当に申しわけございません。勉強不足であります。一度、市町村会、あるいはこうした振興協会の点につきまして、自分なりに勉強したいと思っております。

### 〇議長 (横井滋一君)

それでは、ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により会議規則第8条第2項の規定に基づき会議を延長した いと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。 それでは、ほかに質疑はありませんか。

### 〇58番(柴田義継君)

議長さんのお許しをいただいて、1点だけちょっとお聞きいたしますが、 161ページに土地 改良事業調査業務委託料 500万が計上してございます。この件は、恐らくこの予算の概要の中 に宮田用水法立西井筋の調査費ということで 500万が計上されておりますが、地元から非常に 要望のきつい渕高地区の宮田用水の関係の調査費でしょうか、ちょっとお尋ねいたします。

## 〇経済建設部長(篠田義房君)

お答えをさせていただきます。

議員の御質問のとおり、宮田用水の関係でございます。現況の調査をさせていただきたいということでお願いを申し上げております。よろしくお願いをいたします。

# 〇58番(柴田義継君)

先回、4日ほど前でございましたが、領内川の役員会がございまして、宮田用水と事務的な連絡をとりながら、この問題を早く解決していかなきゃならんということで、非常に大きな宮田用水の財産の土地でございますので、一応領内川用悪水土地改良区としても、不かんがい地域、あるいはかんがい地域であるということと、それから領内のことについて少し述べさせていただきますと、今回条例を一つ廃止をもって、市街化等に賦課している問題、約1万3,000件ほどあるわけでございますが、その賦課を免除し、市の方へ要望しがてら、排水に対して非常に御協力をいただくようにお願いをしておきたいと思います。以上、その件だけお尋ねを申し上げて、質問を終わります。

## 〇議長 (横井滋一君)

ほかによろしいでしょうか。

## 〇43番(大河内克見君)

1点だけお伺いしたいと思います。 173ページの都市計画総務費で、先ほど隣の加藤議員がいろいろお聞きになりまして、当局から駅周辺整備物件調査料、また土地購入費等々、歩道がどうかとかいうお話がありましたが、私どもお話は聞いておりますけれども、私の覚えでは、こうしたところの構想は過ぎて実際の段階に入っておられますので、図面というんですか、それらしいものがお示しいただいていないような気持ちがするんですけれども、もしいただいていたらごめんなさい。ですから、ここまで来れば、ある程度の構想、私も構想面に携わったものですから、特に勝幡にはいろいろ思い入れもありまして、電車、車窓から見ると、今はさびたトタンも見えるんですが、やがてここはきれいに整備されるんだなあと、こう思いがてら乗っておりますが、どの範囲がどうなるかは、はっきりしたものはなかったように私は思っております。ですから、もし図面等がありましたら、そろそろお示しを願って御説明がいただければいいかなと、こんなふうに思っておりますので、そのこと1点、もし御説明がありましたらいただきたいと思います。お願いいたします。

## 〇経済建設部長 (篠田義房君)

パース図といいますか、いわゆる整備後、こんなような形にもってまいりたいといったような平面図でよろしいでしょうか。

### 〇43番(大河内克見君)

今できておるもので最新のものであれば、皆さんもそれを見がてら御説明がいただけばいい かなと思っておりますので、よろしいです。もしあればお願いをいたします。

# 〇経済建設部長 (篠田義房君)

わかりました。少し申しわけございませんが、お時間をいただくということでお許しがいただければ、全議員の方へ平面図をお配りさせていただきたいと思います。

#### 〇43番(大河内克見君)

以上であります。

## 〇議長 (横井滋一君)

ほかによろしいでしょうか。

# [発言する者なし]

それでは、ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

# ◎日程第33・議案第35号(質疑)

# 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第33・議案第35号:平成18年度愛西市土地取得特別会計予算についてを議題と し、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

## ◎日程第34・議案第36号(質疑)

# 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第34・議案第36号:平成18年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてを議題 とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

38番・永井千年議員、どうぞ。

## 〇38番(永井千年君)

簡単にお尋ねします。17年度の国民健康保険税の滞納と短期保険証の発行、そして減免の現状について、今、愛西市の国民健康保険はどういう状態にあるというふうに見ているのか、御説明をいただきたいというふうに思います。17年6月1日現在で滞納世帯は2,054世帯、短期保険証の発行は170件になっています。4年前の13年6月1日現在は、滞納世帯が1,147世帯で、これは4町村合わせた数字ですね。短期保険証の発行は58件ということで、短期保険証の発行は3倍近くになっています。年々滞納と短期保険証の発行がふえるという状態になっています。私は、この現状から見れば、減免制度の充実というものを本当に真剣に考えないと、ますますふえていくのではないかというふうに思いますが、現状認識をお尋ねしたいと思います。

## 〇市民生活·保健部長 (藤松岳文君)

それでは、永井議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の国保税の収納状況についてでございます。まだ年度途中ということで、愛西市になっての結果が出ておりませんのでお答えできませんが、短期保険証につきましては、そもそも滞納世帯が増加していかないよう、納付依頼の機会を持ちたいというためのものでございまして、その都度、個々の状況等をお聞きしながら対応をしておるところでございます。現在、愛西市においては 278件となっております。一方、減免制度につきましては、災害等のほか、低所得者世帯に対して一律1割の減免を実施しているところでございます。現在、災害と

いうことで火災減免を行っておりますのが2件、1割減免を行っておりますのが598件となっております。いずれにいたしましても、納付状況の困難な場合、状況をお聞きし、減免制度で拾えるものは拾い、そうでない場合は分割で納付する等相談をしながら、税の確保をしておるのが現状でございます。よろしく御理解をいただきたいと思います。

# 〇38番(永井千年君)

拾えるものは拾うという話なんですが、10%の対象では 250万という数字は、あまりにも低過ぎるだろうと思うんですね。隣の津島市の場合は 500万とかいう数字がありますし、それからこれは3条件がついておるもんですから、失業して職を得ていないだとか、3ヵ月以上入院しておるだとかいうような条件というのはほとんど当てはまらないんですね。ですから、どうしてもそういう条件を全部取っ払って、所得の、例えば津島のように前年度 500万以下で何割減少した場合は何割というふうに所得の金額、これもしかし自主申告で、ことしはこのぐらいになる予定だということで津島の場合は申告して、翌年に精算して、対象にならない場合は追加で納付するという制度をとっておりますので、そういう方向に一刻も早く踏み切っていただきたいというふうに思いますが、他市からも学んで検討するという考え方がないかどうか、最後にお尋ねいたします。

# 〇市民生活·保健部長 (藤松岳文君)

いろいろ検討いたしまして、現状況では今の制度でお願いをいたしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

## 〇議長 (横井滋一君)

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

#### ◎日程第35・議案第37号(質疑)

### 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第35・議案第37号:平成18年度愛西市老人保健特別会計予算についてを議題と し、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

### $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

### ◎日程第36・議案第38号(質疑)

#### 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第36・議案第38号:平成18年度愛西市介護保険特別会計予算についてを議題と し、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

46番・宮本和子議員、どうぞ。

## 〇46番(宮本和子君)

地域包括支援センター、先ほども佐屋の在宅支援センターから2名が配置をされるというお話でしたが、全体として職員体制はどうなるのか。また、介護保険制度が大きく変更するわけですから、当然、介護を受けている人、これから受けようとする人などにきちんと説明がされると思いますが、市民への説明会など、また周知徹底はどのように行われるのですか、お聞きします。

## 〇福祉部長(水谷 正君)

それでは、御質問に対してお答えさせていただきます。

この地域包括支援センターにつきましては、社会福祉士、保健師、ケアマネジャーを配置させていただき、介護予防マネジメント、また高齢者や家族に対する総合相談、支援、高齢者に対する虐待防止、早期発見等の権利擁護事業、支援困難ケースへの対応など、ケアマネジャー支援を実施いたします。なお、新予防給付のケアマネジメントにつきましては、契約等を除き外部委託が可能となっておりますので、民間事業所へ委託させていただきます。委託に当たり、3月10日に事業者説明会を開催、市の方針について御説明をさせていただきます。それから、新予防給付のケアマネジメントでございますが、要支援1、2が対象の新予防給付ケアマネジメントにつきましては、平成18年度585人の対象者を見込んでおりますが、現在、要支援の方につきましては、経過的要介護ということで、次回の更新までは予防給付の対象外となり、すべての方が新予防給付を利用されるとは考えておりません。この職員の配置につきましては、社会福祉士が1名、保健師が3名、嘱託で2名、事務職員が2名という予定でございます。なお、周知はどうするのかということでございますが、これは広報紙でPRとか居宅介護支援事業所でPRをさせていただくという考えでおります。

#### 〇46番(宮本和子君)

旧佐屋町では、介護を受けている人、これから介護を受けようとする人の佐屋町の高齢者の福祉のあらましが掲載されています、これは高齢者福祉ガイドブックと申しますけれども、毎年、職員が自前でつくっているものですけれども、これはすごく役に立ちますし、職員の方もこれで窓口でいろいろ説明したりということもできるし、今、愛西市で各地域の地域福祉課においても、こういった冊子があれば、どなたが見えても、こういう制度がありますよということでは対応できるし、本当に私たち議員にとっても、相談を受けたりなんかするときにこれがすごく有効的で、こういう施設がありますので、こういう点はこういうふうに利用するといいですよという説明もできますし、やっぱり介護されている人、家族の方にとっても本当に参考になる冊子です。これは毎年毎年制度が変わりますので、その中身とか、事業所の住所とか、名前とか連絡先とか、そういうことも確実に書いてありますので、すごく利用される冊子なんです。それをぜひ愛西市になって、まだ私は見ておりませんが、どうなっているかわかりませんが、やはりこういった高齢者の福祉ガイドブックをぜひつくっていただきたい。特に制度が本当に大きく変わりましたので、なかなか内容については、職員も専門性をすべての方が持っ

ているわけじゃありませんので、そういう点ではこういう冊子に基づいて、各地域福祉課の窓口とか福祉施設、事業所などに置いていただくと、すぐ対応できるのではないかと思いますし、またこれに基づいて老人福祉センターなどで説明会を行われることもすごくわかりやすいと思いますので、ぜひこういった高齢者ガイドをつくっていただきたいということと、それから障害支援制度も大きく変わりますので、そういう点では障害者についても一緒にこういったガイドブックにすれば、高齢者福祉ガイドブックという愛西市の一つのガイドブックになると思いますので、そういう点ではぜひそういった方向で今後こういったガイドブックを作成していただきたいと思いますが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

# 〇福祉部長(水谷 正君)

参考意見とさせていただきます。

## 〇46番(宮本和子君)

先ほどもお渡しをしましたが、ぜひこれは幹部会も含めて見ていただいて、それは検討していただくことになろうと期待しておりますが、その点、市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

# 〇市長 (八木忠男君)

よく勉強して進めるということでありますので、本当にそうした点、考慮しながら進めてまいります。

# 〇議長 (横井滋一君)

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

## ◎日程第37・議案第39号(質疑)

#### 〇議長(横井滋一君)

次に、日程第37・議案第39号:平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

#### $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

## ◎日程第38・議案第40号(質疑)

### 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第38・議案第40号:平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。



## ◎日程第39·議案第41号(質疑)

## 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第39・議案第41号:平成18年度愛西市水道事業会計予算についてを議題とし、質 疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

13番・真野和久議員、どうぞ。

# 〇13番(真野和久君)

それでは、2点だけよろしくお願いします。

水道事業会計の説明の中で、1点目としては、中部浄水場が無人になっておりますので、そこに対する警備システムとフェンスを高くするというのが予算化されておりますが、現在のところ、今の無人状況の中で巡回等をどういうふうにやっているのでしょうか。また、昼間などは、特に人がいれば、そういった形でかなり安心できるということもありますので、そこの施設は今、完全無人になっていますが、利用等を考えてはいないか、何かに利用するなど、検討しているかどうかについてお尋ねします。

2点目は、中部浄水場付近にあります井戸の給水ポンプについても、現在調査をした結果が出たという話がありました。現状では全体の能力の20%ぐらいに今なっているという話ですけれども、その中で改修等をやっていく場合、どのぐらいまで回復するのかというめどとか、また、改修をした場合の費用はどのぐらいになるのか。それを今後、市役所内でどうしていくかについて検討していくという話でありましたけれども、そうした検討をいつごろまでに結論を出していくのかについてお尋ねします。

#### 〇上下水道部長(若山冨士夫君)

それでは、お答えさせていただきます。

まず、第1点目の旧佐織地区の中部浄水場の無人化についてでございますが、御存じのように、昨年4月の合併に伴いまして、事務所をすべて八開庁舎の方に移転しました。それで無人化となっておるわけでございますが、日中につきましては職員がいる限り施設の方へ出向きまして、必ず1回は見回るような方策をとっています。それから水道の給水につきましては、中央監視盤ということで、無人管理で給水の監視を行うと、そういうシステムになっておりますが、それで今現在、一番危惧されるのが夜間でございます。夜間については、本当にわずかな職員で現在運営しておるわけでございまして、なかなか夜間も毎日見に行くというようなわけにまいりません。それで、これではいけないというようなことで、18年度予算につきましては、セコムということで、非常通報システムとか、そういった点でお願いをしたいということでございます。それから、当然、今現在、無人化でございますが、ネットフェンスが周りにありますが、これも高さが 1.2ということで低いフェンスになっております。このフェンスにつきましても、2メートルぐらいの高さで、容易に外から侵入されないような方向で進めてまい

りたいということも考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、2点目のポンプ、いわゆる井戸の関係でございます。前にも申し上げましたとおり、現在、2割といいますか、2割弱程度ということでございます。それで、先般、井戸の調査、人間で言うなら胃カメラを飲んだような感じで、井戸の中にカメラを入れてのぞいたところ、予想以上に埋まっておるということで、本当に1割強というようなところしか現在穴があいていない。もう石とかなんかで詰まっちゃって出てこないという状況でございます。それで、これを何とか直してというか、掃除して維持管理がしたいわけでございます。それで、お金をどのくらいということでございますが、お金のかけ方によりまして、半分ぐらいまで戻せたり、せいぜい3割程度しか戻らんとか、これも1,000万程度から何千万というようないろんな種類の見積もりはいただいたわけでございまして、果たしてどこまでを直していいのかというのが今現在、本当に正直、悩んでおるというのが実態でございます。今後、また十分にその辺、どこまで、要するにただ金を幾らでも出して直せばいいというものでもございませんので、その辺を見きわめつつ、今後直す方向で取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

## 〇13番(真野和久君)

浄水場についてですけれども、昼間は時々見回っているという話でありますが、それ以外に 施設利用とかということはできないんでしょうかね。そこについてだけお願いします。

## 〇上下水道部長(若山冨士夫君)

恐らく今まで使っておった事務室があいておる点についてのお尋ねだと思いますが、何分、ここの施設、飲み水ということで、人の非常に重要な施設でございますので、なかなか他の一般の方に使っていただいて、万が一ということも考えますと、今、他の利用ということについてはなかなか考えにくいんじゃないかなと。そういう安全面のことを考えますと、ちょっと難しいんじゃないかなと思っております。以上でございます。

#### 〇議長(横井滋一君)

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

### ◎日程第40・諮問第1号(質疑)

### 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第40・諮問第1号:愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とし、質 疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。諮問第1号につきましては、人事案件でありますので、会議規則

第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

# [「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

## ◎日程第41·請願第1号(質疑)

## 〇議長 (横井滋一君)

次に、日程第41・請願第1号:出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~~ () ~~~~~~~

# ◎日程第42・委員会付託について

# 〇議長(横井滋一君)

次に、日程第42・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第1号から議案第21号、議案第25号から議案第41号、 請願第1号、陳情第2号から陳情第4号につきましては、会議規則第36条第1項の規定によ り、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

なお、各常任委員会に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

## 〇議長 (横井滋一君)

以上をもちまして本日の全日程を終了しました。

次の継続会は3月13日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午後5時20分 散会